

官報

昭和二十七年三月十二日

第十三回 衆議院會議録第十九号

昭和二十七年三月十一日(火曜日)

議事日程 第十八号

午後一時開議

第一 経済安定本部顧問を命ずる

につき閣議法第三十九條但書の規定により議決を求めぬの件

第二 放送法第三十七條第二項の規定に基づき、国公の承認を求めぬの件

第三 ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基き労働省関係諸命令の廃止に関する法律案(内閣提出)

第四 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 公庫の予算及び決算に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

●本日会議に付した事件

閣議法規委員会委員辞任の件

閣議法規委員会委員辞任の件

閣議法規委員会委員辞任の件

閣議法規委員会委員の補欠選挙

憲法第九條と自衛能力と再軍備に関する緊急質問(平川篤雄君提出)

野田建設大臣の北海道地方の地誌による災害に関する報告

日隈第一 経済安定本部顧問を命ずるにつき閣議法第三十九條但書の規定により議決を求めぬの件

日隈第二 放送法第三十七條第二項の規定に基づき、国公の承認を求めぬの件

日隈第三 ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基き労働省関係諸命令の廃止に関する法律案(内閣提出)

日隈第四 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日隈第五 国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日隈第六 公庫の予算及び決算に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

閣議法規委員会委員辞任の件

閣議法規委員会委員辞任の件

閣議法規委員会委員辞任の件

閣議法規委員会委員辞任の件

閣議法規委員会委員辞任の件

閣議法規委員会委員辞任の件

午後二時五分開議

○議長(林義治君) これより会議を開きます。

○議長(林義治君) お諮りいたしました。閣議法規委員会委員佐淵昌三君から委員辞任の申出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

○議長(林義治君) 御異議なしと認めます。よつて許可するに決しました。

○議長(林義治君) つきましては、委員に二名の欠員を生じましたので、この際閣議法規委員会委員の補欠選挙を行います。

○議長(林義治君) 閣議法規委員会委員の選挙は、その手続を省略して、議長において指名せられたことを望みます。

○議長(林義治君) 平川君の動議に御異議ありませんか。

○議長(林義治君) 御異議なしと認めます。よつて日隈は追加せられました。

○議長(林義治君) 御異議なしと認めます。よつて日隈は追加せられました。

○議長(林義治君) 閣議法規委員会委員の補欠選挙を許可いたします。平川君。

○議長(林義治君) 閣議法規委員会委員の補欠選挙を許可いたします。平川君。

○議長(林義治君) 閣議法規委員会委員の補欠選挙を許可いたします。平川君。

○議長(林義治君) 閣議法規委員会委員の補欠選挙を許可いたします。平川君。

○議長(林義治君) 閣議法規委員会委員の補欠選挙を許可いたします。平川君。

○議長(林義治君) 閣議法規委員会委員の補欠選挙を許可いたします。平川君。

○議長(林義治君) 御異議なしと認めます。よつて議長は、閣議法規委員会委員に金原三君を指名いたします。

憲法第九條と自衛能力と再軍備に関する緊急質問(平川篤雄君提出)

○議長(林義治君) 閣議法規委員会委員佐淵昌三君から委員辞任の申出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

○議長(林義治君) 御異議なしと認めます。よつて許可するに決しました。

○議長(林義治君) つきましては、委員に二名の欠員を生じましたので、この際閣議法規委員会委員の補欠選挙を行います。

○議長(林義治君) 閣議法規委員会委員の選挙は、その手続を省略して、議長において指名せられたことを望みます。

○議長(林義治君) 平川君の動議に御異議ありませんか。

○議長(林義治君) 御異議なしと認めます。よつて日隈は追加せられました。

○議長(林義治君) 閣議法規委員会委員の補欠選挙を許可いたします。平川君。

拍手を遂つておりました国民大家も、近ごろは疑念を抱き始めておるからであります。(拍手)国民は、政府が憲法第九條の解釈を気すい気ままに曲けておると感じしております。平和條約から安全保障のさらに行政協定、最後には閣議法規委員の了解事項、次々にたいも知れないものになりつつあると思ひ始めておるものであります。政府の愚かしい論弁といふものは、日々矛盾を露呈し始めております。国民は不安なのであります。まのたくこの事実に対して笑う氣持も持たない。私は、この際、いさゝか疑問の点を明らかにしたいと思つております。

総理は、職力という言葉を取消されました。われわれは、現在日本が持つてゐるものは職力であり、すでに再軍備であると思つておるのであります。そして、吉田内閣は憲法に違反しておると職力をおしておるのであります。(拍手)一併、政府の考へておる職力といふのは何でありませうか。吉田総理は、予算が二千億といつては軍備とは言えないといひ、本村法務総裁

昭和二十七年三月十一日 衆議院會議録第十九号 憲法第九條と自衛能力と再軍備に關する平川君の緊急質問

は、現在のような兵員量や裝備では近代戦に應ずることができないから、これまた軍備ではないと言われる。戦力というふうなものは、このような相対的な量や質ではかるものではないと思ふのであります。そうならば、日本は永久に軍備というものはあり得ないであります。アメリカやソ連と同様な力を備えるまでは、これは再軍備ではない、戦力ではない、そういうことを言ひ続けられるつもりなのであります。そうならば、スイスやインドネシアやフィリピンの持つておられますのは軍備ではないのであります。か。

日本にも、秋には弱小國並みの保安隊といふものができるとありま。しかし、フィリピンや中国にも保安隊といふものがあります。これは國連の國際兵力の中に、ちやんと軍備として登録済みでございます。いかに小さな保安隊といえども、決してこれは軍備と言えないことはないものであります。もし吉田總理を初めとする閣僚諸公の言葉を裏返しにいたしましたら、次のようなことになるのであります。

すなわち、しばしば冒明せられておるように、條件が整えば、独立國家として當然の再軍備を國民の總意に隨つて

やると言つておられる。そのすると、あなたの方の考へておられる再軍備の規模というものは、アメリカやソ連に匹敵をして原子爆弾やジェット機を所有するものである。かようなものも構想しておられるのであります。か。そんなことを正気では考へられておるといたすならば、これはまったくナンセンスであります。われわれの國民生活を破壊するやうな軍備は、これは不可能であり、また絶対にやつてはならないのであります。効果的で、しかも安上りな方策はないのであらうか。ここで、なしくずしのな、長年月にわたる建設計画といふものが必要になるであります。また國連への加入であるとか、あるいは太平洋安全保障の機構の中に入るといふ構想も出て来るのであります。

私もは、無方針で、二千億といふやうな膨大な予算を、しかも内容が明らかでないままに、やすく提案をせられるその態度がだらしなくと思ふのであります。これは自主性の喪失でございます。独立精神が欠けたものといわなければならぬと思ふのであります。(拍手)戦力と申しますものは、これは軍に兵員量でもなければ設備でもないものであります。これは総合的な

力である。これは木村さんのおつしやる通りである。と同時に、現在の予備隊を、やはり機能的に、動的に見ることも、これは必要であらうと思ひます。現在の予備隊がどんな訓練を受けておるか、これはここであらためて申しませんが、ともかくも、はつきり外敵を予想したところの大規模な野戦訓練をやつておることは事実である。これは警察としての行動を逸脱いたしております。國家の統制に基いた、整然たる組織による殺傷行為の訓練をやつておるのである。これは警察ではない。明らかに、まさしくこれは軍隊であります。また予備隊の使用目的が、この外敵の侵略に對應することにありとすれば、これはすでに警察といふ目的を逸脱しておるのであります。木村法務總長は、不意に外面から襲われたときには、これはもうだれでも彼でも、石つぶてをもつても戦わなければならぬと言われますが、私は、そういう突然に起つた事態といふものと、あらかじめせよ、なごころがあるならと思つて總て予備隊し、配備しておる場合とは、これは違ふと思ふのであります。

だと思ふのであります。一昨日の新聞でありますか、北海道に、あるいは東北、方面隊といふものを新設するといふことがいわれておる。これは事実であるか、お伺いしたのである。それによりまして、北辺の防衛といふことが考へられておるといふことであります。この北辺の防衛と申しますのは、明らかに外敵を予想したものであるかどか。この意圖をこの際明らかにしていただきたいと思ふのであります。(拍手)

さて、もう一つ、警察予備隊あるいは將來の保安隊といふものが軍ではなからうかと思はれる理由があるのであります。行政協定の第二十四條は、日本區域の防衛のために、緊急非常事態に即しては必要な共同措置をとるといふことをきめておられます。また吉田さんは、日本の自衛能力の漸増といふことを明らかに約束しておいでになる。こゝういふことになりましたらば、これは駐留米軍と、日本のいわゆる自衛力といふものの間には、漸減し、漸増するといふ相関兩面的の關係があるものと認めざるを得ない。一体、極東の平和、日本の安全の維持に關する一定の規模、一定の計画といふものが當然あるべきであつて、その一環として予備

隊ないし將來の保安隊といふものが考へられておるといふことは明らかであります。もしも米國の駐留米軍が、これが明らかに軍であるならば、その一つの働きを持つておられますが防衛隊とか保安隊とか稱するものは、同じく軍としての性格を持つておるものとわなければならぬと思ふが、これはどうでしょう。(拍手)

なおこれは本問題からやせられるのであります。この際特に重大な問題でありまして、今回の行政協定は、安保條約第三條に基いて、米軍の日本區域における配備を規律する條件をとりきめる、といふことになつておるのであります。しかるに、この行政協定全文二十九條のうちで、前述の第二十四條は、消極的ではございませんが、明らかに第一條後段の軍隊の使用に關するものである。その共同措置は、上述のように重大な影響を持つておるものであります。これは少くとも、一種の軍事協定のなものであるといわなければならぬと思ふのであります。(拍手)このよきなものを黙つて約束をしておいでになつたといふことは、安保條約第三條の趣旨を逸脱するのみでなく、國公が政府に對して委任をいたし

ました限界を越えるものである。(拍手)従つて、当然これは国会の議決承認を求めらるべきものであると考へるのであるが、この際この点、明らかにしていただきたいのであります。(拍手)

さて本題でもとりまして、われわれの理解に従つて、憲法の戦争放棄というものは、これはきわめてきびしいものだと考へるのである。すなわち、侵略戦争あるいは制裁戦争は言はず、自衛のための戦争をも放棄して置くことは明らかであります。なほ、この際憲法上では、日本の國の自衛権を認められておりました。また憲法第九條の前後は、必ずしも自衛戦争をも否定しておらないかもしれません。しかし、たゞいさうであつたにせよ、後段は實質的に自衛権発動の手段を否定して置くのである。これは憲法改正当時、總理が自衛権の存在というものに対して、否定的な態度をとつておられたし、當時の責任者である金澤さんも、自衛権はあるけれども、発動の手段を否定して置くのであるから、實質的には自衛権がないにもひとしいのであるといふことを述べておられる。もとより、これは御存じのポリティカル・リオリエンテーション・オブ・ジャパンの第一

三章によれば、いわゆるマツカサー、元帥のノートに基く條文でございまして、かかる解釈になることは明らかであります。

さて、憲法第九條第二項は、「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。」といつております。この戦力とは、日本國憲法は信義を生じた場合には必ず英文によつて調べるといふことになつておるのであるから、当然ウオー・ポテンシャルという言葉でなければならぬのである。さうなると、ウオー・ポテンシャルという言葉は、軍需産業から軍事訓練、軍事教育といふような、実に広汎なものを含んでおることは明らかであります。ホッダム宣言といふものは、軍需工業の禁止をもおこなつて規定してあるのでありますから、当時、憲法のできましたときは占領の初期であり、單に産業面だけを取上げてみましても、このウオー・ポテンシャルという言葉は実に嚴格なものであるといふことが言えるのであります。憲法は戦力はすべて禁止しておるのに、自衛の戦力はさしつかえないと誤解されせうな答弁をしたといふので、吉田さんを初め大膽きをしていらつたやうですが、しかし現在予備隊がやつておることは、すでにウオー・ポ

テンシャルの語義以上のものであるといふことに注意すべきになつておらぬのであります。(拍手)總論を待つておられる戦力という言葉は、憲法にいつておるウオー・ポテンシャルと違つておりましたか。英語でいつたら、これは何なのであるか。フォースなのか、アームなのか、パワーなのか、少くともウオー・ポテンシャルではありますまい。この点を明らかにしていただきたいのである。

憲法をこのように身がうけてに拡張解釈してよろしいものであるか。憲法を私するといふことはこのやうな態度をいふのであります。經多の内閣が、憲法に反したといふことでつづれておる。現に吉田内閣は、さういふ点について深く反省をして、憲法を一字一句たがえないといふことにこれ努むべきであります。もうこれをもつていたし、まして、現在あなた方がやつておることは憲法違反である。これも、總理が言われるごとく、憲法に対する見解が一貫しておると公言せられるのであるが、明らかにしていただきたいと思ふのである。(拍手)

多の問題があることは明らかなのでありますから、憲法の改正をまず手配して、今国会に上程せられる意思を相かわらずお持ちになつておられるかどうか、ここで確かめておきたいのである。(拍手)しかして、独立國として當然の再軍備を國民の自由なる意思によつて將來行われることを明言しておいでになるのであるが、その再軍備を吉田さんがおやりになるときに、戦争放棄といふことはどういふやうに変更されるのか、あるいはやはり自衛戦争のみにとどめられるのか、これを明らかにしていただきたいのであります。(拍手)

○議長(林護治君) 時間が経過いたしましたから、簡單に願います。

○平川篤雄君(総) 予備隊令の出現しました。安保條約の策議の際には、政府の答弁によると、間接侵略に対抗する任務が、このときに明らかにせられた。ところが、それがだん／＼広まつて来て、現在では、間接侵略も直接侵略も全部をやるということが明らかにしたのであります。(拍手)の次は海外へ連れて行かれるのではないかと、いふことが、私どもの一番の心配なのであるが、私どもは憲法なるものが、憲法上の幾

○議長(林護治君) 重ねて御注意いたします。時間が経過いたしましたから、簡單に願います。

○平川篤雄君(総) 以上、私は野党各派を代表して質問をいたしましたのであります。私が、現実にやられること、は、もうすでに再軍備である。明らかに憲法に違反して、おるものであると結論せざるを得ないのであります。(拍手)客観情勢の大波に押し流されて、しかもおぼれながら國民の前に衣紋をつくらうとしておる。さういふ醜い態度は、もうおやめになつたらどうかと思ふのである。しかも、そ

最後、十月には予備隊等が廃止せられて保安隊となつて、新たに省が設けられ、大臣が設けられるのであり

昭和二十七年三月十一日 衆議院會議録第十九号 憲法第九條と自衛権と再軍備に關する平川君の緊急質問

昭和二十七年三月十一日 衆議院会議録第十九号 北海道地方の地震による災害に関する野田國務大臣の報告

うやつて苦しみなから一層深い淵に落ち込んでおられることは、野党のわれわれとしても見るに忍びないのであります。(拍手) 眞に憲法を重からしむるために、もう少し大局に立つて本筋を立て、憲法をどこまでも守るといふ線において物事を明らかにせらるるのが私はほんとうであると思うので、ここに質問をいたしました次第であります。

いはいこれに参加するでありました。が、その目的自体は、決して外国と競争するために設けられたものでなく、六六内地治安確保のために設けたものでありますから、これは決して憲法第九條第二項の戦力に該当しないということをお断言し得るのであります。(拍手)

それから憲法第九條に關しまして、將來改正することがあるかどうか、その場合にはどういふ改正をするかという御質問でございましたが、政府としては、現在すぐには改正をしようという考えはございません。

た。これより今回の地震の概要と対策等について申し上げたいと思つて、今回の地震は、御承知のように三月四日の午前十時二十三分過ぎに発生いたしました。北海道一帯及び東北地方を襲つたのであります。その強度におきましては、かつてわれわれが経験いたしました福井の震災の二倍、南海震災とは匹敵するものであります。このために特に影響を受けました地域は、北海道の釧路、十勝、日高の三地区であります。この地震に伴ひまして、津波または高潮が襲つてまいりました。中には高さ三メートルに及ぶ津波もありまして、甚大なる被害を受けたのであります。特に今回の津波に特異な現象をいたしました。は、釧路地区におきましては、流水が津波とともに押し寄せて参りました。私は現地に行つてそれを見たのであります。流水の大きいものは高さ六尺くらいありまして、あるいは八疊敷き、あるいは六疊敷き、あるいは疊一疊といういろいろの形がありますが、非常に大きな流水が流れて参りまして、これが津波とともに民家をさらうというような特異な現象を生じまして、災害をさらひにひからしめたのであります。

総理はしばらく再軍備はしないといふことを申しておるのであります。再軍備をしないといふことは、要するに戦力を持たないということでありませう。そこで、昨日参議院の予算委員会におきまして、総理はあらためて、たとい自衛のためであつても、戦力を持つことは再軍備であるから、この場合には憲法の改正を要する、ということをお断言されたのであります。従つて、自衛のためでも憲法第九條第二項の戦力を保持することはやらない、こゝろ趣旨にはかならないのであります。

これは断言して持つていないのであります。しかし、この警察予備隊というもの、いわゆる警察の補助であります。あるいは外国の干渉、あるいは教唆によつて内地に動亂が起つた場合に予想いたしました、これに対抗すべき一つの機構として警察予備隊を設けたのであります。従つて、これの有する要備と組成その他は、決して軍力あるいは戦力というような程度に至らないものであります。この警察予備隊は、どこまでも内地治安確保のために設けられたものであります。外国との競争のために設けたものでない、ということと明瞭であるのであります。(拍手)

な、お防衛力の増進といふことについて、政府といたしましては、内外の情勢にかんがみまして、さしあたり警察予備隊及び海上保安庁の増強は計画をいたしております。これに要する経費につきましては、二十七年予算案として計上いたしました。本日の議決を

得た通りでございます。明後年度以降においても、国情がこれを許しますならば、増強をはかりたいと思つて、まだ申し上げる段階に至つておりません。

【國務大臣(木村篤太郎君登壇)】 お答えいたします。

【國務大臣(大橋武夫君)】 警察予備隊は、わが國の平和と秩序を維持することを唯一の使命としたものでございまして、警察力の補充を目的としたものではありません。非常事態におきます警察予備隊の活動といえども、またわが國の平和と秩序、すなわち國內治安確保のために適切な任務を担当するだけでございます。従いまして、予備隊は、断じて戦力、すなわちウオー・ポテンシャルはない、こゝろいふふうに考へております。

【國務大臣(野田一君登壇)】 建設大臣から、北海道地方の地震による災害に關する野田國務大臣の報告

【國務大臣(野田一君)】 今回の十勝沖震災につきまして、私は、五日に總理大臣の特命によりまして現地向い、六日、七日、八日と三日間被災地域を視察し、またいろいろ打合せをいたしました。九日に歸京いたしました。

被害は地域が広汎にわたり、交通通信が杜絶しており、かつまた冬季のことでありまして、北海道は全道雪におおわれております。従いまして、農地等に及ぼしたところの影響につきましては、まだ的確にこれをつかむことができません。しかしながら、三月八日現在におきまして北海道庁が集め得ました資料について御報告をいたします。

まづ人的被害であります。死者は二十六名、行方不明二名であります。重傷者百十二人、軽傷者四百十二人を算しております。

物的被害につきましては、住宅及び各種の公共施設の破壊、交通通信の被害、農林水産業、鉱工業等、各般に及んでおりますが、そのおもなるものを申し上げますと、住宅につきましては、全壊並びに流失したものが千三百三十七戸、半壊五千三百四十七戸、中壊、小壊一万五千戸、合計二万一千六百八十四戸でありまして、その被害金額は三十五億五千六百万円と見られております。なお住宅に關連いたしまして、家財道具等の損害が九億五千万円程度と見積られております。学校施設に關連いたしましては、小学校五十三、中学校十九、高等学校十五、合計八十七校が被害を受けておりまして、

建物の被害面積は二万三千三百八十坪に上り、損害金額は六億二千万円と見積られております。病院、保健所その他の公共施設につきましても被害があらりまして、その金額は三億八千六百万円と見られております。

水陸関係につきましては、津浪、高潮によるものが大部分でありまして、漁船一千六百隻がその被害を受け、その他漁具、漁業施設等、総体におきまして損害額は九億八千万円に上っております。農業関係におきましては、耕地関係におきまして十億五千六百万円、農作物及び農業資材におきまして六千六百万円、畜産関係におきまして七千九百万円、開拓関係におきまして二億八千三百万円その他、合計十五億六千二百萬円の損害を受けております。林業関係におきましては二億六千二百萬円の損害を受け、商工業及び鉱業との関係におきましては、損害が七億三千九百万円に上っております。公共土木の關係におきましては、道路の損壊が十億二千三百万円、橋梁が三億四千七百万円、港湾並びに漁港が五億一千九百万円、上水道三億三千二百萬円その他がありまして、合計いたしまして公共土木関係は二十五億六千万円の損害を受けております。

次に鉄道につきましては、東北海道一帯に被害があるのでありますが、根室本線、日高線の被害が特に多く、橋梁の破壊したもの、路盤の陥没したもの等随所に起りまして、輸送機能は一時的停止するのやむなきに至りました。列車事故は五つありましたが、乗客に被害がなかつたのが不幸中の仕合せであります。被害の総額は七億円と見積られております。通信施設につきましては、比較的被害が軽微でありまして、五千万円程度と見られております。

そのほか、先ほども申しましたように、現在の北海道は雪におおわれておりますので、農地の災害等よくわかりません。こゝろ、いわゆる未報告のものも約三十億円と見積りますと、被害の総額は合計百五十四億七千四百萬円に上つておる次第であります。

なおこの被害につきまして特に申し上げたいことは、火災がなかつたといふことでありまして、たゞいま北海道では、各家々にみなストーブを盛んにたいております。一番たくさん火を使うときであります。それにもかかわらず火災がなく、私が訪れました釧路の町におきましては、人口十方を算する都市でありまして、この地震とともに

九箇所に火災が発生したのであります。消防団はよくこれを消しとめまして、わずかに二戸燃えただけ、こゝろ成績であります。全道にわたりに火災がほとんどなかつたということが、今回の被害を最少ならしめておる一つの大きな原因だと認めます。

次に、今回の震災に対しておられる現地におきましては、道庁が中心となりまして、罹災地の支庁長を駆使し、罹災地の市町村長と連絡をとり、また関係の各機關と協力いたしまして、迅速果敢に方策を進めております。あるいは無線電話を極度に活用して各地との連絡を緊密にし、また震災対策本部を急速に設置し、調査班を各地に派遣する。また、ただちに災害救助法を発動いたしまして必要な措置をとつておるのであります。

食糧につきましては、大体におきまして、現地に政府米あるいは乾パン等がありますから、それをまわしまして配給に事なきを得ておる次第であります。

衣料につきましては、災害備蓄用の毛布、あるいは進駐軍から提供されましたもの、あるいは厚生省から送付いたしましたもの、あるいは現地において

て入手されましたもの、活用いたしまして、緊急にこれを配つておる実情であります。なおそのほかに、六千点に上るララの救護物資も罹災民を大いに助けておる次第であります。

医療につきましては最も重点を置きまして、地震の起りました四日の即日、北海道大学、日赤、一般病院の医師を現地に派遣いたしました。ただちに医療に従事させておるのであります。薬品につきましては、現地にあるものを使い、また進駐軍から提供されたものを使いまして間に合せておる実情であります。

次に飲料水であります。この罹災地域におきましての水道は、ほとんど全部破壊をいたしております。従つて、市民あるいは町民は、ただちに飲料水に困るのであります。これにつきましては、井戸水を使い、あるいは水道に對しまして応急措置をとりまして、ようやく間に合せておるのであります。非常に水が悪いので、さらし粉をもつて淨水装置を施しておるといふような措置を講じておるのであります。

昭和二十七年三月十一日 衆議院會議第十九号 北海道地方の地震による災害に關する野田園務大臣の報告

昭和二十七年三月十一日 衆議院會議録第十九号 北海道地方の地震による災害に関する野田國務大臣の報告

必要な手当をいたしておるのであります。

飛行機につきましては、今回非常に活用されまして、飛行機の上から救護物資を投下する、あるいは人心安定のために各種の通信あるいはその他宣伝のピラをまわすというように、飛行機がたいへんに活用されまして、復旧に大いなる貢献をいたしております。

交通通信、すなわち鉄道につきましては、国鉄當局が昼夜兼行の努力をされて、十勝と釧路との間の鉄道四十キロは、いわゆるすた／＼にやられておつたのであります。不眠不休の努力によりまして、十一日には開通をしておると思ひます。通信につきましては、六日と七日の両日にわたつて至北海道の通信が復旧を見ておる次第であります。

次に治安並びに人心の動向であります。治安は完全に維持をされております。これにつきましては、無線電信電話の利用、あるいは飛行機の利用というようなもの、あるいはまた救護復旧等の措置が、きわめて手きわよく順調になされておるといふようなことが、あつておると思ひます。また国家警察、自治体警察、消防団等が、きわめて緊密なる連絡をとりま

て、有効果敢なる活動をいたしておるの、その大きな原因であると思ひます。中央から、われ／＼が、災害の翌日に現地に飛行機で参りましたことも、現地の人々にとりましてはたいへん喜ばれたことでありまして、私は自分のことを申し上げて恐縮であります。釧路の東方の霧多布という漁村が一番ひどくやられております。そこに参りましたときは、村民の各位が出迎えてくださったのであります。そのうちの年をとつた人々が、手を合せてわれ／＼を拜まされたときには、私はまったく成きわまりました。(拍手)

今後の対策といたしましては、緊急住宅の建設が最も急がれておるのであります。住宅を失つた方が千戸以上上つておると思ひますが、この方々に對しまして、また北海道は狭くありますので、従ひまして、バラックでもいいから、できるだけ建ててあげるということが、まづ先になさるべきことであるのであります。道知事も、十日に開かれまして道議会におきまして、この問題を一番早く取上げて措置をするを申しておりましたから、おそらく決定を見たことと思ひます。

土木災害、すなわち道路の整理、あるいは橋梁の復旧、あるいは先ほど申

しました上水道の修理、あるいはまた学校がたたくさんやられまして、休校のやむなきに至つておるのがたたくさんあり、また病院もかなりいたんであります。こういうものに対しまして、すみやかなる措置がとられなければなりません。もうすでに現地におきましては、いろいろな資材を集めまして、日夜兼行でこの方に努力をいたしておる実情であります。なお今後の問題といたしましては、罹災民に對しましては生業資金を融通する問題、あるいは漁船、漁具その他の漁業施設を奪われておる漁民に對しまして、すみやかにこれらの生業手段あるいは生活の手段を興えるという問題、その他幾多の問題があるのであります。北海道庁におきましては、道会を開きまして、いろいろの方策を立て、ごく近中に上京して、われ／＼と打合せられるはずになつておるのであります。政府におきましては、現地に派遣した者が大体帰つて参りましたので、本日の閣議におきまして、北海道開発庁を中心とし、各々が協力いたしまして、災害復旧の措置を推進するために特に協議会を設けすることにしたました。われ／＼は、この協議会を中心にしたしまして、大いに復旧対策を促進したいと考えておる次第であります。

次に、私は今回の災害についての感じを申し上げますと、地震の程度が、先ほど申しましたように、あるいは南海地震に匹敵し、あるいは福井震災の倍であつたという程度の大地震であつたにかかわらず、被害におきましては、これらの地震よりもはるかに少く済んだというのであります。その原因は、地震の起りましたのが午前十二時三十分という、ちょうど昼の各人が働いておる最中であつた。また当日は天気がよく、また今回大きな被害を受けた土地が、いずれも雪はありまして、比較的雪の浅い地帯であつた。その上のお幸であつたことは、ちょうど潮の引いておる干潮時に遭遇したことであります。もしこれが満潮時でありましたならば、私は海岸地帯の災害はづつと大きくなつたであらうと思ひますが、幸い干潮時でありました。こういうような自然的条件のほかに、私は、人的条件といたしまして、道庁であるとか、あるいは支庁、あるいは市町村、その他警察、こういうような方々がきわめて緊密に提携して、果敢なる措置をとりまくられたということに大きな原因があり、また道民諸君の心がけがきわめてよく、ストローブを消す、あるいはストローブを持ち出す、それが

たに負傷をした人も相当あるのですが、このストローブの処理等につきまして全力をあげた、その他の点に對して警告を發し、それに従つて雷々として行動されたというようなことが、物的、人的被害を最小限度に食い止めた原因であらうと思ふのであります。人心は、先ほど申しましたように、今安定をいたしております。しかしながら、その安定のうちには、当然當局が有効適切な措置をすみやかにとつてくれるであらうといふ期待に相當の根拠を持つておると思ふのであります。(拍手)従ひまして、われ／＼は、できるかぎりの力もちましてこの救済策、復興策、復旧策を打立てて推進したいといふことを痛切に感ずるのであります。

最後に私が一言つけ加えたいことは、進駐軍の今回の震災に對するきわめて親切な御協力であります。私が千歳飛行場に参ります往復は、リソツワエイ大將から特に貸していただきました飛行機に乗りましたが、また現地におきましては、知事その他の者が、交通が杜絶をして、道がいたんでおるので、被害地に近寄れません。従つて、飛行機をもつていろいろな連絡をと

たに負傷をした人も相当あるのですが、このストローブの処理等につきまして全力をあげた、その他の点に對して警告を發し、それに従つて雷々として行動されたというようなことが、物的、人的被害を最小限度に食い止めた原因であらうと思ふのであります。人心は、先ほど申しましたように、今安定をいたしております。しかしながら、その安定のうちには、当然當局が有効適切な措置をすみやかにとつてくれるであらうといふ期待に相當の根拠を持つておると思ふのであります。(拍手)従ひまして、われ／＼は、できるかぎりの力もちましてこの救済策、復興策、復旧策を打立てて推進したいといふことを痛切に感ずるのであります。

る、あるいは視察をするわけでありま
すが、それに対しまして、心持よく
あらゆる航空機の便宜を提供され、あ
るいはまた物資を投下するにも飛行機
を使う、あるいはピラをまくにも飛行
機を使うというわけで、何でも使つて
くれということで、全部の飛行機を提
供されるという親切ぶりであり、物資
の面におきましては、毛布その他の衣
料、あるいはカン詰その他の食料、あ
るいはその他医薬品というものを幾ら
でも上げるからというように開放され
まして、急速なる救援に大いに役立つ
大將の代理官が現地を訪れまして盛
激励されるということもあり、特に
私が感激いたしましたのは、北海道を
管轄しております騎兵第一師団長がみ
ずから管頭をとりまして、進駐軍の部
内におきまして、今回の震災に対する
義捐金の募集運動を始められておるこ
とであります。私は、この好意に対し
まして、非常に感激をいたしました。
われ／＼としては、一日も早く復旧復
興をなし遂げまして、この好意に報い
たいと存する次第であります。(拍手)

県、宮城県、福島県であります。しか
しながら、宮城県、福島県の災害はき
わめて軽微であつて、申し上げるほど
ではありません。ただ岩手県につきま
しては、地震もある程度ありまして、
特に宮古が被害を受けたようでありま
す。相当の高潮を見たのであります。
その金額は、道路、海岸関係におきま
して千八百八十万円、農林省の漁港関
係におきまして一億円、運輸省の港灣
関係におきまして二億円、田畑その他
におきまして三千九百万円、合計三億
五千万円程度に上つております。
以上をもつて私の報告を終わります。
(拍手)

第一 経済安定本部顧問を命ずる
につき閣会法第三十九條但書の
規定により議決を求めるの件
○議長(林護治君) 日程第一につきお
語りいたします。内閣から、本閣議員
根本龍太郎君に経済安定本部顧問を命
ずるにつき議決を得たいとの申出があ
りました。右の申出の通り決するに賛
成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長(林護治君) 起立多数。よつて
その通り決しました。

第二 放送法第三十七條第二項の
規定に基き、国会の承認を求め
るの件
○議長(林護治君) 日程第二、放送法
第三十七條第二項の規定に基き、国会
の承認を求めるの件を議題といたしま
す。委員長の報告を求めます。電気通
信委員会理事高垣三郎君。
放送法第三十七條第二項の規定
に基き、国会の承認を求めるの件
放送法第三十七條第二項の規定に
基き、別冊日本放送協会昭和二十七
年度收支予算、事業計画及び資金計
画について、国会の承認を求めらる。
〔別冊日本放送協会昭和二十七年
度收支予算、事業計画及び資金計
画は最終号の附録に掲載〕
〔最終号の附録に掲載〕
○高垣三郎君(登壇)
ました。放送法第三十七條第二項の規
定に基き、国会の承認を求めるの件に
関し、電気通信委員会における審議の
経過並びに結果を御報告申し上げま
す。

御承知の通り、放送法第三十七條の
規定によりますと、日本放送協会の
毎事業年度の收支予算、事業計画及び
資金計画は、同協会がこれを作成して
電波監理委員会に提出し、電波監理委
員会はこれを検討して意見を付し内閣
を経て国会に提出し、その承認を受け
なければならぬことと相なつておる
のであります。すなわち本議案は、
この規定に基き、昭和二十七年にお
ける日本放送協会の收支予算、事業計
画及び資金計画につき国会の承認を求
めるため、去る二月十四日内閣より提
出されたものであります。
次に、議案の内容につきその大綱を
御説明申し上げます。
本議案は、ただいま申し述べました
通り、本年度における日本放送協会の
收支予算、事業計画及び資金計画の三
つからなつておりますが、そのうち
收支予算は、協会が受信契約者から徴
収する受信料の額、予算計理の基本準
則等を定める予算総則と、収入支出の
科目別区分及び予算額を定める收支予
算書とにわかれておるのであります。
予算書につきまして、その大略を数
字について申し上げますと、昭和二
十七年度予算総額は、収入支出のお
の七十三億九千六十八万四千円であり
まして、これを前年度の予算と対比す
れば、収入支出それぞれ十億一千六百
二十一万四千円を増加しております。
収入のうち、資本収入は十二億二百
万円でありまして、このうちには放
送債券発行額六億円、長期借入金二
億六千七百円、減価償却引当金二
億八千四百円等が含まれておりま
す。事業収入は六十一億八千八百六
十八万四千円、その大部分が受信料收
入でありまして、年度初頭の有料契約
者数を九百五十万、年度内純増加数四
十五万、受信料月額五十円を基礎とい
たしまして算定いたしております。な
お事業収入には、前年度予算には計上
されなかつた交付金収入及び役務收入
として合計二億八千七十五万三千円を
新たに加えております。支出のうち、
資本支出は十四億四百四十万円であり
ますが、そのおもなるものは、放送
設備の拡充整備等に充てる建設費の九
億九千六百万円であり、その他は放送
債券償還積立金及び諸返還金でありま
す。事業支出は五十九億三千六百二十
八万四千円でありまして、前年度予算
に比べて九億四千五百一十一万四千円
の増となつております。この増額の理由
といたしましては、通信、電気料金の
値上げを初め、諸物価の高騰に基くも
の並びに前に申し述べました交付金収

昭和二十七年三月十一日 衆議院会議録第十九号 経済安定本部顧問を命ずるにつき閣会法第三十九條但書の規定により議決を求めるの件 放送法第三十七條第二項の
規定に基き、国会の承認を求めらるの件 二五七

昭和二十七年三月十一日 衆議院議案第十九号 放送法第三十七條第二項の規定に基き、国会の承認を求めらるる件

<p>入及び役務収入と関連いたしまする関係放送、選送放送及び進駐軍需要の業務に関するものほか、国内放送の番組の刷新充実、受信契約者の維持増加、放送文化、放送技術の研究等のために要する経費の増加が見込まれておりますが、なおそのほかに、業務量の増加に伴う最小限度の増員と、生計費の増高に対応する給與ベースの改訂とを行うための経費の増三億三千三十三万円及び職員厚生保健費の増七千二百十八万円をも含んでおるものであります。事業支出として予見しがたい予算の不足に充てるための準備金は五千万円でありまして、前年度計上額より億円を減じております。</p> <p>收支予算に関連して、受信料について一言いたしたいと存じます。日本放送協会が受信契約者から徴収する受信料は、放送法第三十七條第四項の規定によりまして、国会が收支予算を承認することによつてこれを定めるべきものであります。昭和二十七年年度における受信料額は、予算總則第二條により、本年度におけると同様、月額五十円となつておりまして、すなわち本收支予算の承認は、同時に来年度の受信料の額</p>	<p>を決定することに相なる次第であります。</p> <p>次に事業計画は、計画施設、建設計画、事業運営計画、受信契約者数の四項目にわかれておりますが、講和後の日本の立場と國際的諸情勢とを正しく把握して、公共放送としての使命達成をはかることを基調としたし、放送施設、普及、研究、管理各部門の運営計画を定めておるのであります。特に放送番組に關しましては、國際知識の普及徹底並びに青少年教育放送、報道放送及び健全明朗な娯樂放送の充実に重点を置き、第一、第二放送及びローカル放送、それらの特性を最高度に發揮するよう、教養、文藝、報道各部門の企画編成を行わんとするものであります。なお國際放送に關しましては、わが國情及び向有文化の紹介に重点を置いてその番組を企画編成し、これに要する経費は大半を政府交付金に仰ぎ、その他は協会の負担とするものであります。</p> <p>次に資金計画であります。これは收支予算及び事業計画に照応する資金の出入に關する計画であります。</p> <p>以上をもつて本議案の内容の説明を</p>	<p>終つたのであります。電波監理委員会におきましては、本收支予算、事業計画及び資金計画は、日本放送協会の業務運営を指導統制する経営委員会が、公衆の要望と社會の諸情勢と慎重に考慮し、公共の福祉のために經營の適宜なはかつて決定したものと認め、放送法の趣旨、協会の財政状況等から検討して、これを妥當なものであると判定する旨の意見をつけておるのであります。</p> <p>電氣通信委員会においては、去る二月十四日、本案の付託を受け、同月十九日、二十八日及び三月の二日、四月五日の五回にわたり、長時間に及び公議を開き、政府側より提案理由及び議案内容の説明を受け、質疑を行いました。特に参考人として日本放送協会の会長及び理事の出席を求め、協会の事業經營状況に關する説明をも聴取して、慎重審議を重ねたのであります。</p> <p>質疑の内容といたしましては、日本放送協会の經營の基本方針より番組の適否に至るまで、ほとんど事業の全面に及び、民間放送に對する公共放送のあり方、國際放送の性格とその責任の</p>	<p>所在、テレビジョン対策、番組充実の方策、予算の科目間流用、收支の見積り、建設計画の実施状況、給與引上げ及び定員増加と職員の仕事状況、選挙放送、役員提供等の経費負担問題、ラジオ共同聴取の受信料問題等、きわめて多岐にわたつたのであります。その詳細は會議録に譲りたいと存じます。</p> <p>かくして、委員会は三月四日質疑を打ち、二月五日討論に入つたのであります。討論に際し、自由党を代表しておられる高橋は、本議案はその内容がおむね妥當と認め、現在平和條約発効を目前に控える重大時期において、協会の努力が國公共放送の使命達成に格段の努力をいたすべきことを要望して、本議案の承認に賛成の意を表したのであります。改進黨を代表して長谷川四郎君は、公共放送の全國普及に向つて電波監理委員会及び日本放送協会が一層の努力を傾倒すべきことを希望して、同じく賛成の意見を述べられ、日本社会党を代表して石川金次郎君は、協会の事業運営上、さらに一段と公共性の發揮に努めること、國際放送及び選送放送の経費は将来金額を國の負担</p>	<p>とすること、役員提供關係の契約につき一切の経費を需要者負担とすること、ラジオ共同聴取者の受信料は協会と有線放送施設者との中断契約によるものとし、聴取者よりの個別徴収を廢すること及び協会の給與水準を類似産業の給與と均衡を得しむるよう考慮することの希望意見を付して、同じく賛成の意見を述べられ、次に日本共産党を代表して田島ひで君は、受信料を撤廃して公共放送経費の全額を國庫負担とすべきことを主張し、職員給與及び番組の編成に關する措置に不満の意を表明して、本案に反對の意見を述べられたのであります。</p> <p>次いで採決の結果、日本共産党所属委員を除く全出席委員の賛成により、多数をもつて本議案はこれに承認を與へべきものと議決した次第であります。</p> <p>以上をもつて御報告いたします。</p> <p>(拍手)</p> <p>○議長(林廣治君) 採決いたしました。</p> <p>本件は委員長報告の通り承認するに賛成の諸君の起立を求めます。</p> <p>○賛成者起立</p> <p>○議長(林廣治君) 起立多数。よつて</p>
---	---	---	--	---

本件は委員長報告の通り承認するに決しました。(拍手)

第三 ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く労働省関係諸命令の廃止に関する法律案(内閣提出)

○議長(林 護治君) 日程第三、ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く労働省関係諸命令の廃止に関する法律案を議題といたします。委員長報告を求めます。労働委員長島田末信君。

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く労働省関係諸命令の廃止に関する法律案
ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く労働省関係諸命令の廃止に関する法律案(内閣提出)

第一條 左に掲げる命令は、廃止する。
一 労務充足に関する件(昭和二十年厚生省令第四十一号)

二 労務者の就職及び従業に関する

件(昭和二十一年厚生省令第二号)

三 労働に関する団体の主要役員への就職禁止等に関する件(昭和二十一年厚生、運輸、内務省令第一号)

第二條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則

この法律は、昭和二十一年の平和條約の最初の効力発生の日から施行する。

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く労働省関係諸命令の廃止に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

【最終号の附録に掲載】

【島田末信君登壇】

○島田末信君 たいま議壇となりました。ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く労働省関係諸命令の廃止に関する法律案の、労働委

員会における審査の経過及び結果を報告いたします。

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く制定された労働省関係の命令といたしましては、労務充足に関する件、労務者の就職及び従業に関する件及び労働に関する団体の主要役員への就職禁止等に関する件の三つがあるのですが、労務充足に関する件につきましては、これは連合軍最高司令部によつて指示される労働を、指示された期日及び場所において提供するために制定されたものでありますので、平和條約の効力発生のとともに消滅すべきものでござい

ます。次に労務者の就職及び従業に関する件であります。これは労働者に対して、賃金、労働時間その他の労働条件について、国籍、宗教、社会的地位によつて差別することがないよう措置するために制定されたものであります。

しかしながら、現在では労働基準法第三條に、この省令に規定されてある事項と同一の内容が規定されておりますので、この省令を存続せしめる必要はないのであります。

第三の、労働に関する団体の主要役員への就職禁止等に関する件につきましては、その内容は、戦時中において大日本産業報国会、大日本労務報国会、日本海運報国会及び協同会における主要役員に就任した者が労働に関する団体に就職することを禁止したものであります。しかしながら、今日におきましては、この省令制定の趣旨はすでに達成されたと認められ、またわが国労働運動の現状から見まして、これらの戦時中の労働団体の指導者が、自由にして民主的な労働団体の発展を再び阻害するとは考えられないから、この省令は存続せしめる必要はないと認められるのであります。

委員会におきましては、二月二日政府より提案理由の説明を聴取し、後教回にわたつて審査を重ね、三月五日討論を行いましたところ、日本共産党、日本社会党第二十三控室及び労働者農民党は原案に対し反対の意見を述べましたが、採決の結果、多数をもつて本案は原案の通り可決すべきものであると決した次第でございます。(拍手)

ないものであります。

○議長(林 護治君) 採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長(林 護治君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

第四 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(林 護治君) 日程第四、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長報告を求めます。人事委員長田中不破三君。

一般職の職員に関する法律の一部を改正する法律

一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

昭和二十七年三月十一日 衆議院会議録第十九号

昭和二十七年三月十一日 衆議院會議第十九号 一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案
別表第六 勤務地手当支給地域区分表

北海道		都道府県	区分
一級地	胆振支庁管内 幌別町 安平村	支	地域
二級地	釧路市 函館市 稚内市 旭川市 室蘭市 帯広市 網走市 北見市 夕張市 苫小牧市 釧路市 岩見沢市 美瑛市 石狩支庁管内 千歳町 江別町 根室町 根室支庁管内 上川支庁管内 十勝支庁管内 渡島支庁管内 川西村字稻田 赤川通及び赤川 上磯町字七重浜	給	地域
		地	域
		域	

青森県		一級地	二級地
青森市	石狩支庁管内 琴似町のうち三級地に含まれる地域以外の地域 豊平町のうち三級地に含まれる地域以外の地域 札幌市のうち三級地に含まれる地域以外の地域 手稲村 神楽村のうち二級地に含まれる地域以外の地域 東陽橋村のうち二級地に含まれる地域以外の地域 神居村のうち二級地に含まれる地域以外の地域 名寄町 渡島支庁管内 亀田村のうち二級地に含まれる地域以外の地域 上磯町のうち字七八浜以外の地域	厚岸町 余市町 俱知安町 塩谷村 三笠町 芦別町 赤平町 滝川町 奈井江町 歌志内町 砂川町 上砂川町 深川町 日高支庁管内 浦河町 帯広町 江差町 奥尻村 留萌支庁管内 焼尻村 天売村 香深村 船泊村 鷺沼村 沓形町 仙法志村 鬼脇村	

昭和二十七年三月十一日 衆議院會議録第十九号 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

埼玉県		群馬県		栃木県	
三級地	四級地	一級地	二級地	一級地	二級地
大宮市	浦和市 川口市	多野郡 甘楽郡 利根郡 碓氷郡 吾妻郡 北群馬郡 群馬郡 邑楽郡 太田市	伊勢崎市 高崎市 桐生市 前橋市	那須郡 足利郡 足利市 塩谷郡 下都賀郡 上野市 鹿沼市	宇都宮市 足利市 栃木市 佐野市 上野市 日光町 足尾町
	藤岡町 沼田町 水上町 安中町 白井町	館林町 倉賀野町 澁川町 伊香保町 草津町 中之條町		今市町 小山町 藤原町 塩原町 山辺町 三重村 西那須野町	西茨城郡 鹿島郡 笠間町 波崎町
入間郡		北埼玉郡	入間郡	北足立郡	北足立郡
金沢村	磯岡村 美笹村 土合村 吹上町 柳川町 上尾町	越ヶ谷町 大沢町 春日部町 岩槻町 久喜町 大幡村 潮止村	飯能町 入間川町 鷲岡町 鴻巣町 谷塚町 片山村 大和田町 志木町 草加町 奥野町 戸田町	戸田町 秩父市 川越市 所沢市 行田市 熊谷市	蕨町 大和町 朝霞町 鳩ヶ谷町

一級地	二級地	四級地	千葉縣
館山市 木更津市 佐原市	千葉郡 津田沼町 小金町 二宮町 森野町 生浜町 東葛飾郡 行徳町 南行徳町 柏町 浦安町 佐倉町 八街町 成田町 印旛郡 野田市	千葉市 市川市 松戸市 船橋市	秩父郡 皆野町 小鹿野町 野上町 松山町 小川町 幸手町 栗橋町 杉戸町 彦成村 早稲田村 東和村 深谷町 妻沼町 寄居町 本庄町 兒玉町 比企郡 北葛飾郡 大里郡 兒玉郡

東京都	
五級地 千代田区 中央区 港区 新宿区 文京区 台東区 墨田区 江東区 品川区 目黒区 大田区 世田谷区 澁谷区 中野区 杉並区 豊島区 北区 荒川区	茨城県 勝浦町 大多喜町 大和田町 江戸川町 我孫子町 千代田町 旭村 酒々井町 大森町 木下町 旭町 根郷村字六崎 八幡町 五井町 東金町 成東町 片貝町 茂原町 八日市場町 鴨川町 山武郡 市原郡 海上郡 市原郡 旭町 根郷村字六崎 八幡町 五井町 東金町 成東町 片貝町 茂原町 八日市場町 鴨川町

昭和二十七年三月十一日 衆議院會議録第十九号 一級地の職員の給與に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十七年三月十一日 衆議院會議第十九号 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

富山県		新潟県	
一級地	二級地	一級地	二級地
氷見郡 新湊市	富山市 高岡市	新潟市 長岡市 三條市 柏崎市 高田市 新発田市 新津市 西頸城郡 中頸城郡 南頸城郡 中頸原郡 西頸原郡 中魚沼郡 岩船郡	新潟市 長岡市 三條市 柏崎市 高田市 新発田市 新津市 西頸城郡 中頸城郡 南頸城郡 中頸原郡 西頸原郡 中魚沼郡 岩船郡
氷見町		糸魚川町 青海町 直江津町 加茂町 魚田町 燕町 十日町 村上町	片浦村 岩村 新津村 下曾我村 豊川村 上府中村 下中村 中野町 奥瀬町 川尻村 綾瀬町 有馬村 小田村 御所見村 愛川町 中郡のうち二級地及び二級地に含まれる地域以外地域 三浦郡 初声村

山梨県		福井県		石川県	
一級地	二級地	一級地	二級地	一級地	二級地
北都留郡	南都留郡 富士吉田市	敦賀市 武生市 小浜市のうち昭和二十六年三月二十九日における小浜町及び今富村 大字伏原の区域 今立郡 大野郡 坂井郡	福井市 敦賀市 武生市 小浜市のうち昭和二十六年三月二十九日における小浜町及び今富村 大字伏原の区域 今立郡 大野郡 坂井郡	七尾市 小松市 石川郡 鳳至郡 江沼郡	金沢市 石川郡 下新川郡 中新川郡 婦負郡
大月町 猿橋町 上野原町	谷村町 船津村	神明町 大野町 勝山町 芦原町 丸岡町	神明町 大野町 勝山町 芦原町 丸岡町	押野村 野々市町 輪島町 大聖寺町 山中町 山代町 片山津町 動橋町 羽咋町 津幡町 飯田町	魚津町 滑川町 八尾町 松任町

昭和二十七年三月十一日 衆議院會議録第十九号

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

		岐阜県		長野県			
		一級地	二級地	一級地			
一級地 吉城郡 土岐郡 関市 吉城町 下石町 歌知町 瑞浪土岐町 土岐津町 泉町 妻木町 稻津村 肥田村 陶町 大井町 真那郡		二級地 岐阜市 多治見市 大垣市 高山市 稲葉郡 吉城郡 神岡町 厚見村 那加町	一級地 東山梨郡 西八代郡 長野市 松本市 上田市 諏訪市 岡谷市 飯田市 北佐久郡 諏訪郡 上高井郡 東筑摩郡 西筑摩郡 上伊那郡 北安曇郡 伊那町 大町 上松町 福島町 本郷村 塩尻町 須坂町 下諏訪町 軽井沢町 小諸町	一級地 長島町 中津川町 岩村町 明知町 笠松町 下呂町 萩原町 小坂町 美濃町 金山町 太田町 八百津町 古井町大字 古井町下古井 鶴沼町 萩原町 御器町 中村字中 八幡町 北方町 本巢郡 郡上郡 可兒郡 稲葉郡 加茂郡 武儀郡 益田郡 羽鳥郡	二級地 沼津市 清水市 三島市 田方郡 安曇郡 網代町 宇佐美村 有度村	三級地 静岡市 浜松市 伊東市	四級地 熱海市 本巢郡 郡上郡 可兒郡 稲葉郡 加茂郡 武儀郡 益田郡 羽鳥郡 長島町大字 中津川町 岩村町 明知町 笠松町 下呂町 萩原町 小坂町 美濃町 金山町 太田町 八百津町 古井町大字 古井町下古井 鶴沼町 萩原町 御器町 中村字中 八幡町 北方町

昭和二十七年三月十一日 衆議院會議第十九号 一般職の職員給與に關する法律の一部を改正する法律案

<p>愛知県</p> <p>三級地</p> <p>瀬戸市</p> <p>一宮市</p> <p>名古屋市のうち四級地に含まれる地域以外の地域</p> <p>中川区のうち八田木町及び花池町以外の荒子川から西であつて日本国有鉄道関西線の線路から南の地域</p> <p>港区のうち大江町、昭和町、船見町及び潮見町以外の荒子川から西の地域</p> <p>南区のうち松本町、徳町、桜台町、元桜田町、迎山町、春日野町、扇田町及び若草町以外の東六号道路から東南五〇メートル以遠の地域</p> <p>瑞穂区のうち彌富通と田辺通とを結ぶ線から東南五〇メートル以遠の地域</p> <p>昭和区のうち川原通と横通とを結ぶ線から東の地域</p>	<p>駿東郡</p> <p>小山町</p> <p>御殿場町</p> <p>原町</p> <p>修善寺町</p> <p>伊豆長岡町</p> <p>大仁町</p> <p>函南村</p> <p>興津町</p> <p>蒲原町</p> <p>富士川町</p> <p>由比町</p> <p>袖師町</p> <p>鹿原村</p> <p>飯田村</p> <p>新居町</p> <p>舞坂町</p> <p>鷺津町</p> <p>青島町</p> <p>藤枝町</p> <p>掛川町</p> <p>川崎町</p> <p>金谷町</p> <p>浜名郡</p> <p>新居町</p> <p>飯田村</p> <p>鹿原村</p> <p>袖師町</p> <p>由比町</p> <p>富士川町</p> <p>蒲原町</p> <p>興津町</p> <p>函南村</p> <p>大仁町</p> <p>伊豆長岡町</p> <p>修善寺町</p> <p>原町</p> <p>御殿場町</p> <p>小山町</p>
<p>一級地</p> <p>中島郡のうち三級地及び二級地に含まれる地域以外の地域</p> <p>西春日井郡のうち三級地及び二級地に含まれる地域以外の地域</p> <p>丹羽郡</p> <p>菟栗郡</p> <p>東春日井郡のうち三級地及び二級地に含まれる地域以外の地域</p> <p>碧海郡</p> <p>高浜町</p> <p>知多郡</p> <p>大府町</p> <p>常滑町</p> <p>大高町</p> <p>瀬江町</p> <p>蒲郡町</p> <p>三谷町</p> <p>西尾町</p> <p>幡豆郡</p> <p>西春日井郡のうち三級地及び二級地に含まれる地域以外の地域</p> <p>新川町</p> <p>津洲町</p> <p>新川町</p> <p>小牧町</p> <p>天白村</p> <p>大和町字馬引</p> <p>今伊勢町</p> <p>奥町</p> <p>起町</p> <p>新城市</p> <p>祖父江町</p> <p>南設楽郡</p> <p>中島郡</p> <p>新城市</p> <p>祖父江町</p> <p>起町</p> <p>奥町</p> <p>今伊勢町</p> <p>大和町字馬引</p> <p>天白村</p> <p>小牧町</p> <p>新川町</p> <p>津洲町</p> <p>新川町</p> <p>西春日井郡のうち三級地及び二級地に含まれる地域以外の地域</p> <p>丹羽郡</p> <p>菟栗郡</p> <p>東春日井郡のうち三級地及び二級地に含まれる地域以外の地域</p> <p>碧海郡</p> <p>高浜町</p>	<p>二級地</p> <p>岡崎市</p> <p>豊橋市</p> <p>津島市</p> <p>西春日井郡</p> <p>西枇杷島町</p> <p>鳴海町</p> <p>守山町</p> <p>稲沢町</p> <p>中島郡</p> <p>春日井市</p> <p>半田市</p> <p>刈谷市</p> <p>碧南市</p> <p>豊川市</p> <p>墨母市</p> <p>南設楽郡</p> <p>中島郡</p> <p>新城市</p> <p>祖父江町</p> <p>起町</p> <p>奥町</p> <p>今伊勢町</p> <p>大和町字馬引</p> <p>天白村</p> <p>小牧町</p> <p>新川町</p> <p>津洲町</p> <p>新川町</p> <p>西春日井郡のうち三級地及び二級地に含まれる地域以外の地域</p> <p>丹羽郡</p> <p>菟栗郡</p> <p>東春日井郡のうち三級地及び二級地に含まれる地域以外の地域</p> <p>碧海郡</p> <p>高浜町</p>

三重県	
一級地	二級地
鈴鹿市 飯南郡 鈴鹿郡 名賀郡 北牟婁郡 長島町 引本町 相賀町 箕曲村	津市 松阪市 四日市市 桑名市 宇治山田市 上野市 北牟婁郡 南牟婁郡 尾鷲町 木本町
	源美郡 宝飯郡 知多郡 額田郡 海部郡のうち蟹江町以外の地域 愛知郡 豊明村 日進村 上野町 武豊町 横須賀町 大野町 有松町 入幡町 東浦町 内海町 豊浜町 御津町 小坂井町 形原町 西浦町 田原町
	知立町 矢作町 岩津町 猪高村

京都府	滋賀県
五級地	一級地 二級地 三級地
京都市 京都市のうち昭和六年三月三十一日における京都市の区域 上京区のうち昭和六年三月三十一日における上賀茂村、大宮村及び鷹ヶ峰村の区域 下京区のうち昭和六年三月三十一日における吉祥院村及び上鳥羽村の区域 右京区のうち昭和六年三月三十一日における嵯峨町、花園村、太秦村、西院村、松尾村、桂村、川岡村、梅津村及び西京極村の区域 東山区のうち昭和六年三月三十一日における山科町の区域	栗太郡 草津町 瀬田町 治田村大字澁川 八日市町 八幡町 金田村大字鷹飼 米原町 水口町 守山町 堅田町 今津町 水之木町 伊香郡 高島郡 滋賀郡 野洲郡 甲賀郡 坂田郡 蒲生郡 神崎郡 栗太郡 長浜市 彦根市 大津市のうち三級地に含まれる地域以外の地域 阿山郡 桑名郡 三重郡 河芸郡 三重郡 桑名郡 阿山郡 志摩郡 一志郡 度会郡 鳥羽町 久居町 二見町 御園村 四郷村 一歩田町 楠町 菟野町 長島村 柘植町

昭和二十七年三月十一日 衆議院會議録第十九号 一般職の職員給与に關する法律の一部を改正する法律案

昭和二十七年三月十一日 衆議院會議第十九号 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

<p>四級地</p> <p>京都市 右京区のうち昭和六年三月三十一日における梅ヶ畑村の区域</p>	<p>三級地</p> <p>京都市 左京区のうち昭和二十四年三月三十一日における岩倉村及び八潮村の区域</p> <p>福知山市のうち字原、新庄、半田、土師、前田及び昭和十二年三月三十一日における福知山市の区域(高畑、森垣、荒木及び室の区域を除く)並びに由良川と土師川との合流点から下流三キロメートルの間の右岸堤内一キロメートル以内の地域</p> <p>舞鶴市のうち字東吉原、西吉原、魚屋、竹屋、平野屋、丹波、北田、辺、南田、田満寺、大内、本、職人町、松陰、寺内、西、宮津口、新、堀上、紺屋、京口、引志新、朝代、引去、伊佐津、公文名、布敷、高野由里、下福井、上福井、下安久、上安久、上安、倉谷、和田、余部上、余部下、長浜、北吸浜、湊尻、市場、森、行永、泉源寺、小倉、田中、鹿原、安岡、吉坂、朝来中、中田、平、吉田、木下、奥保呂、福来、七日市、万願寺、京田及び今田</p> <p>宇治市 向日町</p> <p>綴喜郡 八幡町</p>	<p>二級地</p> <p>京都市 伏見区のうち昭和二十五年十一月三十日における久我村及び羽束師村の区域</p> <p>福知山市のうち三級地に含まれる地域以外の地域</p> <p>舞鶴市のうち三級地に含まれる地域以外の地域</p> <p>綾部市のうち昭和二十五年七月三十一日における綾部町の区域</p> <p>久世郡 淀町 御牧村</p> <p>乙訓郡 佐山村 城陽町 長岡町 久世村 大山崎村</p> <p>綴喜郡 田辺町</p>
<p>一級地</p> <p>相楽郡 井手町 都々城村 有智郷村 多賀村 木津町 上狛町 加茂町 亀岡町</p> <p>南桑田郡 京都市のうち五級地、四級地、三級地及び二級地に含まれる地域以外の地域</p> <p>綾部市のうち二級地に含まれる地域以外の地域</p> <p>船井郡 関部町 八木町 宮津町 峰山町 大原野村</p> <p>與謝郡 高麗村 笠置町 柳倉村 周山町 網野町 間人町</p> <p>北桑田郡 網野町</p> <p>竹野郡 網野町</p> <p>綴喜郡のうち二級地に含まれる地域以外の地域</p> <p>南桑田郡 保津村 篠村 久美浜町 大江町</p>	<p>大阪府</p> <p>五級地</p> <p>大阪市 堺市 布施市 豊中市 池田市 吹田市 守口市 岸和田市のうち阪和線の線路から西及び東南二キロメートル以内の</p>	

<p>三級地</p> <p>中河内郡 石切町 榑手町 松岡町 松原町 高鷲村 狭山町 志紀村 園分町 道明寺町 登美丘町 日置莊町 藤井寺町 古市町 長野町</p> <p>岸和田市のうち五級地に含まれる地域以外の地域 貝塚市のうち五級地に含まれる地域以外の地域 南河内郡</p>	<p>四級地</p> <p>寝屋川市 富田林市 豊能郡 泉北郡 三島郡 北河内郡</p> <p>箕面町のうち昭和二十三年七月三十一日における箕面町の区域 忠岡町 和泉町 富田町 茨田町</p>	<p>地域</p> <p>泉大津市 貝塚市のうち阪和線の線路から西及び東南二キロメートル以内の地域 八尾市 泉佐野市 高槻市 枚方市 茨木市 泉北郡 中河内郡 豊能郡</p> <p>高石町 加美村 巽町 庄内町</p>
<p>二級地</p> <p>南河内郡 三島郡のうち富田町、味舌町、石河村、見山村及び清深村以外の地域 北河内郡のうち三級地に含まれる地域以外の地域 中河内郡</p> <p>三島郡 豊能郡 泉南郡 泉北郡 北河内郡</p> <p>三島郡のうち富田町、味舌町、石河村、見山村及び清深村以外の地域 味舌町 美面町のうち四級地に含まれる地域以外の地域 尾崎町 田尻村 福泉町 取石村 信太村 入坂町 四條畷町 庭窪町 門裏町 住道町 若江村 茨田村 蕨我村 三宅村 長吉村 布忍村 天美町 瓜破村 玉川町 矢田村 盾津町</p>	<p>三島郡のうち富田町、味舌町、石河村、見山村及び清深村以外の地域 北河内郡のうち三級地に含まれる地域以外の地域 中河内郡</p> <p>三島郡 豊能郡 泉南郡 泉北郡 北河内郡</p> <p>三島郡のうち富田町、味舌町、石河村、見山村及び清深村以外の地域 味舌町 美面町のうち四級地に含まれる地域以外の地域 尾崎町 田尻村 福泉町 取石村 信太村 入坂町 四條畷町 庭窪町 門裏町 住道町 若江村 茨田村 蕨我村 三宅村 長吉村 布忍村 天美町 瓜破村 玉川町 矢田村 盾津町</p>	<p>三島郡のうち富田町、味舌町、石河村、見山村及び清深村以外の地域 北河内郡のうち三級地に含まれる地域以外の地域 中河内郡</p> <p>三島郡 豊能郡 泉南郡 泉北郡 北河内郡</p> <p>三島郡のうち富田町、味舌町、石河村、見山村及び清深村以外の地域 味舌町 美面町のうち四級地に含まれる地域以外の地域 尾崎町 田尻村 福泉町 取石村 信太村 入坂町 四條畷町 庭窪町 門裏町 住道町 若江村 茨田村 蕨我村 三宅村 長吉村 布忍村 天美町 瓜破村 玉川町 矢田村 盾津町</p>

昭和二十七年三月十一日 衆議院會議録第十九号 一般職の職員に給與に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十七年三月十一日 衆議院會議第十九号 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

兵庫県	五級地	神戸市のうち四級地及び二級地に含まれる地域以外の地域 尼ヶ崎市 西宮市のうち昭和二十六年三月三十一日における西宮市及び鳴尾村の区域 芦屋市	一級地 豊能郡のうち箕面町及び庄内町以外の地域 三島郡 石河村 見山村 清溪村 石川村 磯長村 山田村 白木村 中村 赤阪村 千早村 東條村 加賀田村 天見村 河内村 高向村 川上村 横山村 南横山村 南松尾村 泉北郡 丹南村 丹比村 植生村 久世村 東陶器村 北松尾村 南池田村 北池田村 上神谷村 西陶器村 美木多村 泉南郡のうち田尻村及び尾崎町以外の地域
一級地	二級地	三級地	四級地
豊岡市 多紀郡 有馬郡 右馬郡 味間村のうち二級地に含まれる地域以外の地域 古市村 日置村 広野村	神戸市のうち昭和二十六年六月三十日における有馬郡道場村、大沢村及び入多村の区域 龍野市 赤穂市 美濃郡 多紀郡 三木町 篠山町 岡野村 城北村 城南村 入上村 味間村のうち宇杉、大沢及び味間新	西宮市のうち五級地に含まれる地域以外の地域 姫路市 加古川市 洲本市 相生市 加古郡 高砂町 荒井村	伊丹市 神戸市 川辺郡 武庫郡 垂水区のうち旧垂水町の区域以外の地域 宝塚町 川西町 長尾村 泉元村

昭和二十七年三月十一日 衆議院會議録第十九号 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

朝来郡	美父郡	加西郡	赤穂郡	宍粟郡	川辺郡	美方郡	神崎郡のうち福崎町、長谷村、大山村及び越知谷村以外の地域	加古郡	飾磨郡	多可郡	揖保郡			
梁瀬町 和山町 竹田町	八鹿町 大蔵村 和山町	富田村 下里村 九会村 北條町	有年村 土郡町 山崎町	西谷村 天瀬村 山崎町	中谷村 東谷村 多田村	浜坂町	母里村 加古新村 天満村	八幡村 天満村	比延庄村 黒田庄村 日野村	中町 重春村 伊勢村	掛保川町 林田村	太子町 龍田村 太市村 御津町 新宮町 本庄村 藍村		
高市郡	生駒郡	北葛城郡	大和高田市	生駒郡	奈良市	吉用郡	美濃郡	出石郡	印南郡	加東郡	城崎郡	三原郡	津名郡	水上郡
萩原町 成松町 黒井町 久下村 生駒町 岩屋町 由良町 那家町 志筑町 飯屋町 福良町 阿万町 市村 城崎町 香住町 日高町 小野町 社町 滝野町 市場村 来住村 加茂村	出石町 別所村 志染村 佐用町	出石町 別所村 志染村 佐用町	出石町 別所村 志染村 佐用町	出石町 別所村 志染村 佐用町	出石町 別所村 志染村 佐用町	出石町 別所村 志染村 佐用町	出石町 別所村 志染村 佐用町	出石町 別所村 志染村 佐用町						

昭和二十七年三月十一日 衆議院會議録第十九号 一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案

和歌山県		一級地	山辺郡 丹波市町 磯城郡 桜井町 宇陀郡 田原本町 南葛城郡 大宇陀町 宇智郡 御所町 五條町 宇智郡のうち五條町以外の地域 生駒郡のうち郡山町、生駒町及び伏見町以外の地域 磯城郡のうち桜井町及び田原本町以外の地域 吉野郡 上市町 大淀町 下市町 吉野町 高市郡のうち八木町、今井町及び畝傍町以外の地域 宇陀郡 榛原町 三木松村 宇太町 内牧村 伊那佐村 樺本町 帯解町 辰市村 明治村 五ヶ谷村 平和村 治道村 北葛城郡のうち壬寺町以外の地域 山辺郡 二階堂村 潮和村 南葛城郡のうち御所町以外の地域
二級地	伊都郡 橋本町 高野町 御坊町	三級地	新宮市 海南市 田辺市
四級地		和歌山市	

鳥取県		一級地	有田郡 湯浅町 那賀郡 岩出町 西牟婁郡 串本町 白浜町 海草郡 加太町 西脇野村 下津町 東野上町 印南町 南部町 由良町 粉河町 名手町 箕島町 廣町 潮神村 周参見町 日置町 勝浦町 那智町 古座町 西高町 高池町 太地町 下里町 九度山町 高野日町 妙寺町 笠田町 伊都郡
一級地	鳥取市 米子市 東伯郡 介吉町 上井町 境町 中浜村 大篠津村 大正村大字古海 字倍野村大字奥谷	岩美郡 西伯郡	

岡山県		島根県
一級地	二級地	一級地
勝田郡 真庭郡 都窪郡 吉備郡 後月郡 赤磐郡 和氣郡 阿賀郡 浅口郡 上房郡 上道郡 児島郡 小田郡 児島郡 御津郡 津山市 児島市 介敷市 玉野市 岡山市	笠岡町 福田町 藤戸町 高梁町 西大寺町 玉島町 連島町 長尾町 新見町 上市町 大字 西方	松江市 出雲市 浜田市 美濃郡 那賀郡 周吉郡 備前郡 鹿足郡 邑智郡 大原郡 益田町 江津町 西郷町 大社町 津和野町 川本町 木次町

岡山県		広島県	
一級地	二級地	三級地	三級地
賀茂郡 安佐郡 佐伯郡 安芸郡 賀茂郡 双三郡 佐伯郡 安芸郡 尾道市 三原市 安芸郡 福山市 尾道市 福山市 呉市 広島市 久米郡 邑久郡 英田郡 林野町 牛窓町 福渡町	介橋島村 矢野町 大原村 坂町 瀬野村 香戸町 宮島町 井口村 大野町 廿日市町 五日市町 大柿町 小方町 玖波町 可部町 祇園町 古市町 寺西村 竹原町 川尻町 安芸津町	府中町 船越町 江田島町 海田市町 大竹町 三次町 十日市町 西條町	林野町 牛窓町 福渡町

昭和二十七年三月十一日 衆議院會議録第十九号 一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案

昭和二十七年三月十一日 衆議院會議録第十九号 一般職の職員の給與に關する法律の一部を改正する法律案

山口県	
一級地	二級地
萩市 光市 厚狭郡 船木町 埴生町 厚東村	山口市 徳山市 防府市 岩国市 下松市 厚狭郡 吉敷郡 萩郡 厚狭町 小郡町 富田町 福川町
三級地	五級地
宇部市 小野田市 下関市のうち昭和十二年十一月十四日における小月町、清来村、王司村、勝山村、吉見村、安岡町及び川中村の区域	下関市のうち三級地に含まれる地域以外の地域 沼津郡 御調郡 芦品郡 豊田郡 安浦町 厚村 川上村 忠海町 幸崎町 木江町 瀬戸田町 本郷町 河内町 府中町 国府村大字府川 広谷村大字町 向島町 向島東村 土生町 納町 松永町

香川県		徳島県	
一級地	二級地	一級地	二級地
仲多度郡 善道寺町	高松市 丸亀市 坂出市	三好郡 那賀郡 美馬郡 海部郡 麻植郡 池田町 富岡町 脇町 日和佐町 牟岐町 鴨島町 川島町	徳島市 鳴門市 小松島市 佐波郡 大島郡 熊毛郡 吉敷郡 豊浦郡 美禰郡 大津郡 玖珂郡 柳井町 和木村 玖珂町 高森町 仙崎町 深川町 伊佐町 大嶺町 大田町 秋吉村 小串町 西市町 東波波村 大内村 阿知須町 秋畠町 平生町 田布瀬町 伊保庄村 久賀町 安下庄町 小松町 富海村

高知県		愛媛県	
一級地	二級地	一級地	二級地
安芸郡 高岡郡	幡多郡 高知市	宇摩郡 西條市 喜多郡 伊予郡 新居郡	松山市 新居浜市 今治市 八幡浜市 宇和島市
安芸町 須崎町 窪川町 佐川町	中村町 宿毛町 清水町 須崎町 窪川町 佐川町	三島町 川之江町 松柏村 大洲町 郡中町 泉川町 中森町 角野町 宇和町 野村町	切井村 琴平町 多度津町 龍川村 宇多津町 土器村 観音寺町 伊吹村 詫間町 津田町 土庄町 瀧崎村 内海町
福岡県		福岡県	
四級地	五級地	四級地	五級地
嘉穂郡 飯塚市 直方市 田川市 藤賀郡	若松市 戸畑市 八幡市のうち四級地に含まれる地域以外の地域 若松市 戸畑市	小倉市のうち四級地に含まれる地域以外の地域 小倉市のうち四級地及び三級地に含まれる地域以外の地域 門司市 若松市 戸畑市	長岡郡 室戸町 室戸岬町 後免町 大塚村 野田村 長岡村 犬津村 伊野町 日章村 山田町 宇治村
嘉穂郡 飯塚市 直方市 田川市 藤賀郡	若松市 戸畑市 八幡市のうち四級地に含まれる地域以外の地域 若松市 戸畑市	福岡市のうち下月隈、立花寺、金隈、上長尾、下長尾、楢原、柏原、堤、東油山、田島、片江、七隈、飯倉、庄、小田部、石丸、福重、橋本、戸切、下山門、拾六町、野方、今宿、今津及び能古 小倉市のうち鹿島、馬島、昭和十七年五月十四日における曾根村の区域(湯川、葛原、下曾根、中曾根及び上曾根の区域を除く)並びに旧企救郡の志井、中島、山崎、昭和十六年三月三十一日における西谷村及び同日における中谷村の区域 八幡市のうち永大丸、竹末、引野、下上津後、町上津後、小嶺、中河内及び戸下田	長岡郡 室戸町 室戸岬町 後免町 大塚村 野田村 長岡村 犬津村 伊野町 日章村 山田町 宇治村

昭和二十七年三月十一日 衆議院会議録第十九号 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十七年三月十一日 衆議院會議録第十九号 一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案

二級地	三級地	
<p>糟屋郡 古賀町 篠栗町 仲原村 大川村</p>	<p>久留米市 大牟田市 小倉市のうち昭和二十三年九月九日における旧企救郡東谷村の区域 嘉那郡のうち四級地に含まれる地域以外の地域 遠賀郡 岡垣村 田川郡のうち四級地に含まれる地域以外の地域 鞍手郡のうち四級地に含まれる地域以外の地域 筑紫郡 二日市町 直佐村 大野町のうち字牛頸以外の地域 糟屋郡 宇美町 志免町 多々良町 志賀島村 羽黒村 和白村</p>	<p>徳波村 大隈町 碓井町 桂川町 幸炎町 額田村 庄内村 那珂町 春日村 赤池町 添田町のうち大字庄及び添田 方城村 金田村 川崎町 香椎町 宮田町 小竹町</p>
一級地		
<p>筑紫郡 山門郡 三潞郡 早良郡 山門郡 柳川町</p>	<p>新宮村 行橋町 苅田町 八屋町 築城村 入津田村 津屋崎町 福岡町 東郷町 赤間町 前原町 周船寺村 元岡村 雷山村字篠原 田隈村</p>	<p>勢門村 新宮村 行橋町 苅田町 八屋町 築城村 入津田村 津屋崎町 福岡町 東郷町 赤間町 前原町 周船寺村 元岡村 雷山村字篠原 田隈村</p>

佐賀県	
一級地	二級地
唐津市 藤津郡 三美基郡 小城郡 神埼郡 東松浦郡 西松浦郡 杵島郡	吉武村 南郷村 河東村 福島町 羽犬塚町 黒木町 岡山村 久原村 山田村 豊津村 仲津村 泉村 原川町 小波瀬村 今元村 延永村 戒郷村 入部村 吉井町 田主丸町 北野町

長崎県		
一級地	二級地	三級地
島原市 諫早市 大村市 西彼杵郡 北松浦郡 南高来郡	下県郡 西彼杵郡 高島町 高浜村のうち端島	長崎市 佐世保市 西彼杵郡 深堀村 香焼村

昭和二十七年三月十一日 衆議院會議録第十九号 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十七年三月十一日 衆議院會議第十九号 一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案

大分県			熊本県		
一級地	二級地	四級地	一級地	二級地	三級地
直入郡 西園東郡 速見郡 大分郡 北園郡 津久見市 佐伯市 臼杵市 日田市	中津市 大分市	別府市	鹿本郡 天草郡 宇土郡 八代郡 玉名郡 鹿本郡 水俣市 人吉市	八代市 熊本市	荒尾市 熊本市
豊岡村のうち字下木、川下及び天神 竹田町 高田町 日田町 鶴崎町 佐賀岡町			山鹿町 入幡村字熊入 玉名町 郡築村 三角町 本渡町 生深町 隈府町 宮地町		下県郡 上県郡 田平村 南田平村 小佐々町 鶴崎町 豆蔵村 佐須奈村 仁田村

鹿兒島県		宮崎県	
一級地	二級地	一級地	二級地
川内市 鹿屋市 串木野市 枕崎市 指宿市 始良郡 肝属郡 出水郡 霧島郡 薩毛郡	鹿兒島市 鹿兒島郡	都城市 日向市 日向市 小林市 児湯郡 東臼杵郡 西臼杵郡	宮崎市 延岡市 大野郡 玖珠郡 東園東郡
指宿町 山川町 加治木町 垂水町 出水町 志布志町 西之表町		高鍋町 妻町 門川町 高千穂町	三重町 森町 園東町

備考 本表に掲げる地域等の名称は、本表に別段の定めない限り、昭和二十六年十月一日における名称とし、本表に定める地域は、それらの名称を有するもの同日における区域又は位置を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域若しくは位置の変更によつて影響されないものとする。

附則
この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

一般職の職員の給與に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

(最終号の附録に掲載)

〔田中不破三君登壇〕

○田中不破三君 たいま議題となりました一般職の職員の給與に關する法律の一部を改正する法律案につきま

御承知のごとく、政府職員の現行の勤務手当支給地域区分は、昨年五月十七日付の人事院の意見に基づき、同年十月から改訂実施せられて今日に及んで

次、その要旨を申し上げますと、本法案により改訂せられる支給地域区分は、いずれも現在の支給割合を引下

に引上げられるもの二百十、一級地から二級地に引上げられるもの百三、二

昭和二十七年三月十一日 衆議院會議録第十九号 国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案外一件

級地から三級地に引上げられるもの十八、三級地から四級地に引上げられるもの三十、四級地から五級地に引上げられるもの三、合計三百六十四市町村でありまして、これに伴う所要経費の年間増加額は、一般、特別両会計を合せて約七億円であります。

本法案は、去る二月二十七日閣議に提出、即日、本委員会に付託と相成り、翌二十八日政府より提案理由の説明を聞き、爾來今日に至るまで数回に

ここに質疑のおもなる点について申し上げますと、まず第一点としては、地域給に關する根本的問題として、現行の勤務手当制度は、終職後、公務員の実質賃金を均等化する意味に

最近においては、各地の生計費の地域差は漸次縮小されつつあり、しかるになお現行のごとく五段階の差等を付す

府から、符券給與ペース改訂に際して抜本的な考慮を拂いたいと目下研究を継続中であるとの答弁がありました

第二点としては、政府職員の地域給に關連して、国鉄並びに専売公社職員

次に、政府職員の地域給改訂は当然地方公共団体に影響を及ぼすこと

約七億円でありますが、明二十七年年度平衡交付金で十分まかない得ると思つ、

その他詳細につきましては、速記録によつて御承をいただきたいと存じます。

かくて、三月七日質疑の終了とともに、討論を省略し、政府原案を議題と

して採決に入りましたところ、全会一致をもつて本法案は原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、当委員会における審査の経過ならびに結果の御報告といたします。(拍手)

○議長(林蔵治君) 採決いたします。

○議長(林蔵治君) 御異議なしと認め

可決いたしました。

第五 国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 公庫の予算及び決算に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(林蔵治君) 日程第五、国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案、日

程第六、公庫の予算及び決算に關する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長

の報告を求めます。大蔵委員長佐藤重

蔵君。

國民貯蓄組合法の一部を改正する法律案

國民貯蓄組合法の一部を改正する法律

國民貯蓄組合法(昭和十六年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第三條の次に次の一條を加える。

第三條ノ二、一ノ國民貯蓄組合ノ組合員ハ他ノ國民貯蓄組合ノ組合員トナルコトヲ得ズ

第四條中「三万円」を「十万円」に改める。

附則

1. この法律は、公布の日から施行する。

2. この法律施行の際現に二以上の國民貯蓄組合の組合員である者については、これらの國民貯蓄組合がこの法律施行の際その者に対しあつてゐる貯蓄の全部が期限の定のないものであるときは、この法律施行の日後三月間、当該貯蓄の全部又は一部が期限の定めのあるものであるときは、期限の最もおそい貯蓄の期限の経過した後三月間を限り改正後の國民貯蓄組合法第三條ノ二の規定を適用しない。但し、当該貯蓄の元本を増加することとなる場合(一)の國民貯蓄組合があつた場合には、(一)の國民貯蓄組

昭和二十七年三月十一日 衆議院會議録第十九号 国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案外一件

増加することとなる場合を除く。
は、この限りでない。

国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

公庫の予算及び決算に関する法律の一部を改正する法律案

公庫の予算及び決算に関する法律の一部を改正する法律

公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「毎事業年度の収入及び支出の」と「毎事業年度、その」に改め、同條第二項及び第三項を削り、同條第四項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同條第二項とし、同條第五項を同條第三項とする。

第四條第三項中「前條第四項各号」を「前條第二項各号」に改める。

第五條第二項中「公庫」を「第二項」に改め、同項を同條第四項とし、同條第三項中「前二項」を「前四項」に改め、同項を同條第五項とし、同條第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の予算総則においては、左の事項に関する規定を設けるものとする。

一 固定資産の取得に要する金額の限度額

二 借入金の借入の限度額

三 前各号に掲げるものの外、予算の執行に關し必要な事項

3 第一項の収入支出予算における収入は、貸付金の利子その他資産の運用に係る収入及び附属雑収入とし、支出は、借入金(国

民金融公庫にあつては恩給債券を含む)の利子、事務取扱費、業務委託費及び附屬諸費とする。

第十條第一項中「第三條第四項第一号」を「第三條第二項第一号」に改め、同條第二項を次のように改める。

2 第三條第三項、第四條及び第五條の規定は、前項の追加予算について適用する。この場合において、第四條第一項中「前條第一項」とあるのは「第十條第一項」と、同條第三項中「前條第二項各号に掲げる」とあるのは「第十條第一項に規定する」と読み替へるものとする。

第十一條第一項中「第三條第四項第一号」を「第三條第二項第一号」に改め、同條第二項を次のように改める。

2 第三條第三項、第四條及び第五條の規定は、前項の規定による暫定予算について適用する。この場合において、第四條第一項中「前條第一項」とあるのは「第十二條第一項」と、同條第三項中「前條第二項各号に掲げる」とあるのは「第十二條第一項に規定する」と読み替へるものとする。

第十一條第一項中「第三條第四項第一号」を「第三條第二項第一号」に改め、同條第二項を次のように改める。

改め、同條第二項を次のように改める。

2 第三條第三項及び第四條の規定は、前項の規定による予算の修正について適用する。この場合において、第四條第一項中「前條第一項」とあるのは「第十一條第一項」と、同條第三項中「前條第二項各号に掲げる」とあるのは「第十一條第一項に規定する」と読み替へるものとする。

第十二條第二項を次のように改める。

2 第三條第三項、第四條及び第五條の規定は、前項の規定による暫定予算について適用する。

この場合において、第四條第一項中「前條第一項」とあるのは「第十二條第一項」と、同條第三項中「前條第二項各号に掲げる」とあるのは「第十二條第一項に規定する」と読み替へるものとする。

附則
この法律は、公布の日から施行し、公庫の昭和二十七年度分の予算から適用する。

公庫の予算及び決算に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔佐藤重遠君登壇〕
○佐藤重遠君 たいま議題となりました国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案及び公庫の予算及び決算に関する法律の一部を改正する法律案の二案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を簡単に御報告申し上げます。

まず国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案について申し上げます。

一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

この法律案は、最近における経済情勢にかんがみまして、資本の蓄積に資するため、国民貯蓄組合のあつせんす少額の貯蓄について優遇の措置を講じようとするものであります。すなわち、国民貯蓄組合のあつせんする貯蓄の利子等に対しては、現行法においては元本三万円までは所得税をかけないことになつておりますが、これを元本十万円までも非課税とする、すなわち税をかけないことに改めようとするものであります。次に、この非課税の限度を引上げたことと関連いたしまして、二つ以上の国民貯蓄組合に加入することを制限する規定を

設け、現に二つ以上の組合に加入しております組合員の貯蓄については、これを一つの組合に預けかえを行わせる等の措置を講じているのであります。以上がこの法律案の改正の趣旨であります。が、本案は、去る二月二十二日、本委員会に付託せられ、翌二十三日、政府当局より提案理由の説明を聴取し、三月五日質疑を終了して、同日討論に入りましたところ、高田宮之委員は共産党を代表して、本案に反対の旨を述べられました。次いで採決いたしましたところ、起立多数をもつて本案は原案の通り可決いたしました次第でございます。

次に、公庫の予算及び決算に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

国民金融公庫及び住宅金融公庫の予算につきましては、現行の規定によりますと、固定資産の取得に要する経費はその収入支出予算に計上する」となつております。しかしながら、公庫の収入支出予算にはその業務上の損益に關する收支のみを計上するのが適當であると考へられますので、昭和二十七年度予算から以後は、固定資産の取得費を収入支出予算に計上することなく、固定資産の取得のために支拂

い得る経費の限度額を予算総則に規定して国会の議決を受けることに改正いたそうとするのが、本案提案の趣旨であります。

本案につきましては、二月二十五日、政府当局より提案理由の説明を聴取し、慎重審議の結果、去る八日質疑を打ち切り、討論省略の上、ただちに採決に入りましたところ、起立多数をもつて本案は原案の通り可決した次第でございます。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(林耀治君) 両案を一括して採決いたします。両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林耀治君) 起立多数。よつて両案とも委員長報告の通り可決いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時十八分散会

出席政府委員

- 大橋 武夫君
- 山崎 猛君
- 渡井 清君
- 網島 毅君
- 佐藤 達夫君
- 高辻 正巳君
- 西村 直己君

國務大臣 大橋 武夫君
山崎 猛君

人事院總裁 渡井 清君
電波監理委員長 網島 毅君

法務府法制度見第一局長 佐藤 達夫君
高辻 正巳君

大蔵政務次官 西村 直己君

朗読を省略した報告

一、去る四日本院は檢察官適格審査会委員及び同予備委員を次の通り選挙し、その旨内閣に通知した。

委員 松本 弘君(任期満了につき選出)

柳澤 義男君(同)

鈴木 義男君(同)

予備委員 金原 輝二君(委員松本弘君の予備委員)

山口 好一君(委員柳澤義男君の予備委員)

一、去る四日本院は外務為替管理委員会委員長に木内信胤君を任命することに同意した旨参議院に通知した。

一、去る四日大池事務局長から近藤参議院事務局長宛、本院は衆議院兩院

法規委員の理事に鍛冶良作君を選任した旨通知した。

一、去る四日林議長は吉田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

公正取引委員会 古内 広雄

事務局長 吉田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

資源庁炭政局長 中島 征帆

一、吉田内閣総理大臣から林議長宛、去る四日議長において承認した古内広雄及び去る五日承認した中島征帆を去る五日それぞれ政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、去る六日国会において承認することと議決した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

漁港法第十七條第三項の規定により、漁港整備計画の一部改正について承認を求めるの件

一、去る六日佐藤参議院議長から林議長宛、参議院は参議院議員奥むらお君が日本工業標準調査会委員に就くことができることと議決した旨の通知書を受領した。

よつて国会は右の通り議決した旨内閣に通知し、その旨参議院に通知した。

一、去る六日、議長は、社会保障制度審議会委員を次の通り推薦し、その旨内閣に通知した。

介石 忠雄君 青柳 一郎君 岡 良一君

一、去る七日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

企業合理化促進法

連合軍占領軍の為す郵便物、電報及び電話通話の検閲に関する件を廃止する法律

郵便貯金法の一部を改正する法律

一、去る七日林議長は吉田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

大蔵省主計局副計課長 柳沢 英蔵

運輸省海運局海運調整部長 国安 誠一

海上保安庁 吉田日出男

海上保安庁海事検査部長 松平 直一

一、吉田内閣総理大臣から林議長宛、去る七日議長において承認した柳沢英蔵外三名を同日政府委員に任命した旨、及び同家公安委員長辻二郎の委員任期が去る六日満了したので同人の政府委員は自然消滅となつた旨の通知を受領した。

一、去る八日、内閣総理大臣から、本院議員根本龍太郎君に経済安定本部顧問を命ずることについて国会法第三十九條但書の規定により本院の議決を得たい旨の要求書を受領した。

一、昨十日佐藤参議院議長から林議長宛、参議院は参議院議員小瀬彬君が國際捕鯨委員会委員に就くことができることと議決した旨の通知書を受領した。

よつて国会は右の通り議決した旨内閣に通知し、その旨参議院に通知した。

一、昨十日佐藤参議院議長から林議長宛、参議院は外務為替管理委員会委員長に木内信胤君を任命することに同意した旨の通知書を受領した。

よつて両議院は右の通り同意した旨内閣に通知し、その旨参議院に通知した。

一、去る四日衆議院兩院法規委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 鍛冶 良作君(理事角田幸吉君去る二月二十九日委員辞任につきその補欠)

一、去る四日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

人事委員 中村 又一君 井之口政雄君

出席國務大臣 法務總裁 木村惣太郎君
労働大臣 吉武 惠市君
厚生大臣 野田 卯一君
建設大臣 野田 卯一君

<p>法務委員</p> <p>有田 二郎君 上林山榮吉君 平川 篤雄君 宮腰 喜助君 大蔵委員 安部 俊吾君 大西 正男君 文部委員 渡部 義通君 水産委員 木村 榮君 労働委員 柳澤 義男君 石田 一松君 建設委員 高橋 英吉君 予算委員 有田 二郎君 遠藤 三郎君 尾崎 末吉君 角田 幸吉君 志田 義信君 庄司 一郎君 懲罰委員 岡崎 勝男君 田中 啓二君 寺本 齋君 西村 直己君 野原 正勝君 増田甲子七君 益谷 秀次君 森 幸太郎君 大森 玉木君</p>	<p>文部委員 井之口政雄君 水産委員 渡部 義通君 労働委員 森 幸太郎君 川崎 秀二君 建設委員 上林山榮吉君 予算委員 西村 直己君 寺本 齋君 野原 正勝君 岡崎 勝男君 益谷 秀次君 益田甲子七君 懲罰委員 田崎 好文君 篠田 弘作君 高橋 英吉君 高木 松吉君 有田 二郎君 木村 公平君 古島 義英君 柳澤 義男君 石田 一松君</p> <p>一、去る五日議長において、次の通りの通り理事を補欠選任した。 人事委員会 理事 平川 篤雄君(理事平川篤雄君が去る三日委員に任じにつきその補欠)</p> <p>懲罰委員会 理事 高木 松吉君 理事 田淵 光一君 理事 石田 一松君</p> <p>一、去る五日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。 人事委員 木村 榮君 法務委員 田中 壽平君</p>	<p>文部委員 井之口政雄君 厚生委員 高橋 等君 水産委員 渡部 義通君 郵政委員 山本 猛夫君 田代 文久君 電気通信委員 井手 光治君 労働委員 麻生大賀吉君 佐々木秀世君 塚原 俊郎君 松野 頼三君 予算委員 西村 直己君 風早八十二君 決算委員 菅家 喜六君 議院運営委員 押谷 富三君 中川 俊思君 懲罰委員 木村 公平君 篠田 弘作君 高橋 英吉君 田崎 好文君 古島 義英君 柳澤 義男君 米原 親君 猪俣 浩三君</p> <p>一、去る五日議長において、次の通りの常任委員の補欠を指名した。 人事委員 井之口政雄君 法務委員 田代 文久君 文部委員 渡部 義通君 厚生委員 麻生大賀吉君 水産委員 木村 榮君 郵政委員 柳澤 義男君 田中 壽平君 電気通信委員 松野 頼三君</p>	<p>労働委員 高橋 等君 西村 直己君 菅家 喜六君 井手 光治君 予算委員 佐々木秀世君 米原 親君 決算委員 塚原 俊郎君 議院運営委員 高橋 英吉君 篠田 弘作君 懲罰委員 小西 英雄君 中川 俊思君 押谷 富三君 田淵 光一君 福田 一君 山本 猛夫君 木村 榮君 稻村 順三君</p> <p>一、去る五日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。 水産委員 田淵 光一君 一、去る六日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。 人事委員 平川 篤雄君 地方行政委員 井木 芳雄君 法務委員 高橋 英吉君 中村 又一君 吉田 安君 田方 廣文君 田代 文久君 外務委員 井木 芳雄君 床次 徳二君 厚生委員 麻生大賀吉君 農林委員 石井 繁丸君</p>	<p>郵政委員 柳澤 義男君 田中 壽平君 電気通信委員 松野 頼三君 労働委員 井手 光治君 菅家 喜六君 高橋 等君 西村 直己君 森 幸太郎君 建設委員 上林山榮吉君 予算委員 佐々木秀世君 決算委員 塚原 俊郎君 議院運営委員 篠田 弘作君 高橋 英吉君 懲罰委員 押谷 富三君 小西 英雄君 中川 俊思君 田淵 光一君 山本 猛夫君 石田 一松君</p> <p>一、去る五日議長において、次の通りの常任委員の補欠を指名した。 水産委員 寺本 齋君 人事委員 吉田 安君 地方行政委員 井木 芳雄君 法務委員 床次 徳二君 上林山榮吉君 石田 一松君 平川 篤雄君 石井 繁丸君 田中 壽平君</p>
--	--	---	--	--

外務委員

床次 徳二君 並木 芳雄君
厚生委員 高橋 等君
農林委員 田万 廣文君
郵政委員
山本 猛夫君 田代 文久君
電気通信委員 井手 光治君
労働委員
松野 頼三君 塚原 俊郎君
麻生太賀吉君 佐々木秀世君
柳澤 雅男君
建設委員 高橋 英吉君
予算委員 西村 直巳君
決算委員 菅家 喜六君
議院運営委員
中川 俊忠君 押谷 富三君
懲罰委員

法務委員

上林山榮吉君 石田 一松君
平川 篤雄君 田中 堯平君
通商産業委員 風早八十二君
建設委員 高橋 英吉君
懲罰委員 中村 又一君
一、去る七日議長において、次の通り
常任委員の補欠を指名した。
人事委員 平川 篤雄君
法務委員 高橋 英吉君
吉田 安君 風早八十二君
通商産業委員 田中 堯平君
建設委員 上林山榮吉君
懲罰委員 石田 一松君

運輸委員

石野 久男君
梨木作次郎君
懲罰委員 木村 榮君
木村 榮君 石野 久男君
水産委員 井之口政雄君
佐々木更三君
通商産業委員 上林與市郎君
運輸委員 岡田 春夫君
予算委員 木村 榮君
懲罰委員 佐藤 親弘君
梨木作次郎君

人事委員

理事 前田榮之助君(理事前田榮之助君去る一日委員就任につきその補欠)
一、去る七日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
人事委員 吉田 安君

通商産業委員

理事 石川金次郎君(理事緒快浩三君去る五日委員辞任につきその補欠)
一、去る八日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
人事委員 井之口政雄君 岡田 春夫君
水産委員 木村 榮君 上林與市郎君
通商産業委員 佐々木更三君

行政監察特別委員

林 百郎君
一、去る四日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。
行政監察特別委員 竹村奈良一君
一、去る四日内閣から提出した條約は次の通りである。
千九百四十六年十二月十一日にレリク・サクセスで署名された議定書によつて改正された麻薬の製造制限及び分配取締に関する千九百三十一年七月十三日の條約の範圍外の菓子を國際統制の下におく議定書への加入について承認を求むるの件
一、去る四日内閣から提出した議案は次の通りである。
農林漁業資金融通特別会計法の一部を改正する法律案
一、去る四日委員会に付託された條約は次の通りである。
千九百四十六年十二月十一日にレリク・サクセスで署名された議定書によつて改正された麻薬の製造制限及び分配取締に関する千九百三十一年七月十三日の條約の範圍外の菓子を國際統制の下におく議定書への加入について承認を求むるの件(條約第二号)
外務委員会 付託
一、去る四日委員会に付託された議案は次の通りである。

農林漁業資金融通特別会計法

大蔵委員会 付託
一、去る四日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。
昭和三十二年十月の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案
一、去る四日第十二回国会において本院で継続審査をした次の本院提出案を参議院に送付した。
真珠養殖事業法案
一、去る四日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。
所得税法の一部を改正する法律案
法人税法の一部を改正する法律案
相続税法の一部を改正する法律案
ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く厚生省関係諸命令の措置に関する法律案
一、去る五日内閣から提出した議案は次の通りである。
外務公務員法案
日本輸出銀行法の一部を改正する法律案
一、去る五日予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。
捕獲審検所の檢定の再審査に関する法律案

農林漁業資金融通特別会計法

大蔵委員会 付託
一、去る四日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。
昭和三十二年十月の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案
一、去る四日第十二回国会において本院で継続審査をした次の本院提出案を参議院に送付した。
真珠養殖事業法案
一、去る四日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。
所得税法の一部を改正する法律案
法人税法の一部を改正する法律案
相続税法の一部を改正する法律案
ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く厚生省関係諸命令の措置に関する法律案
一、去る五日内閣から提出した議案は次の通りである。
外務公務員法案
日本輸出銀行法の一部を改正する法律案
一、去る五日予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。
捕獲審検所の檢定の再審査に関する法律案

所得税法

大蔵委員会 付託
一、去る四日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。
昭和三十二年十月の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案
一、去る四日第十二回国会において本院で継続審査をした次の本院提出案を参議院に送付した。
真珠養殖事業法案
一、去る四日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。
所得税法の一部を改正する法律案
法人税法の一部を改正する法律案
相続税法の一部を改正する法律案
ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く厚生省関係諸命令の措置に関する法律案
一、去る五日内閣から提出した議案は次の通りである。
外務公務員法案
日本輸出銀行法の一部を改正する法律案
一、去る五日予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。
捕獲審検所の檢定の再審査に関する法律案

法人税法

大蔵委員会 付託
一、去る四日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。
昭和三十二年十月の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案
一、去る四日第十二回国会において本院で継続審査をした次の本院提出案を参議院に送付した。
真珠養殖事業法案
一、去る四日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。
所得税法の一部を改正する法律案
法人税法の一部を改正する法律案
相続税法の一部を改正する法律案
ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く厚生省関係諸命令の措置に関する法律案
一、去る五日内閣から提出した議案は次の通りである。
外務公務員法案
日本輸出銀行法の一部を改正する法律案
一、去る五日予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。
捕獲審検所の檢定の再審査に関する法律案

昭和二十七年三月十一日、議院院會臨時第十九号、議長の報告

昭和二十七年三月十一日 衆議院會議録第十九号 議長の報告

一、去る五日委員会に付託された議案は次の通りである。

外務公務員法案(内閣提出第四五号)

外務委員会 付託

日本輸出銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第四六号)

大蔵委員会 付託

一、去る五日予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

抽籤審査所の検定の再審査に関する法律案(内閣提出第四七号(全))

逓信委員会 付託

一、去る六日内閣から提出した議案は次の通りである。

国立学校設置法の一部を改正する法律案

私立学校振興会法案

新たに入学する児童に対する教科用図書

農林漁業資金融通法の一部を改正する法律案

一、去る六日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

農林漁業資金融通法の一部を改正する法律案

一、去る六日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

農林漁業資金融通法の一部を改正する法律案

一、去る六日委員会に付託された議案は次の通りである。

農林漁業資金融通法の一部を改正する法律案

一、去る六日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

農林漁業資金融通法の一部を改正する法律案

一、去る六日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

農林漁業資金融通法の一部を改正する法律案

一、去る六日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

農林漁業資金融通法の一部を改正する法律案

一、去る六日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

農林漁業資金融通法の一部を改正する法律案

一、去る六日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

農林漁業資金融通法の一部を改正する法律案

国の利害に關係のある訴訟について

の法務總裁の権限等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二八号(参議院送付))

法務委員会 付託

国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第四八号)

逓信委員会 付託

私立学校振興会法案(内閣提出第四九号)

逓信委員会 付託

新たに入学する児童に対する教科用

図書の給與に関する法律案(内閣提出第五〇号)

以上三件 文部委員会 付託

農林漁業資金融通法の一部を改正する法律案(内閣提出第五一号)

農林委員会 付託

一、去る六日参議院において、次の内閣提出案を承認することを議決した

旨の通知書を受領した。

漁港法第十七條第二項の規定により

り、漁港整備計画の一部改正について承認を求めたの件

一、去る七日内閣から提出した議案は次の通りである。

商品取引所法の一部を改正する法律案

閣議定率法案の一部を改正する法律案

一、去る七日内閣から提出した議案は次の通りである。

商品取引所法の一部を改正する法律案

閣議定率法案の一部を改正する法律案

一、去る七日内閣から提出した議案は次の通りである。

商品取引所法の一部を改正する法律案

閣議定率法案の一部を改正する法律案

一、去る七日内閣から提出した議案は次の通りである。

商品取引所法の一部を改正する法律案

閣議定率法案の一部を改正する法律案

一、去る七日内閣から提出した議案は次の通りである。

商品取引所法の一部を改正する法律案

一、去る七日委員会に付託された議案は次の通りである。

閣議定率法案の一部を改正する法律案(内閣提出第五三号)

大蔵委員会 付託

商品取引所法の一部を改正する法律案(内閣提出第五二号)

逓信委員会 付託

一、去る七日参議院において、第十二回國會において本院で継続審査をした次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

企業合理化促進法案

一、去る七日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

連合團占領軍の爲す郵便物、電報及び電話通話の檢閲に関する件を廃止する法律案

郵便貯金法の一部を改正する法律案

一、去る八日内閣から提出した議案は次の通りである。

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く總理府本府及び地方自治庁關係諸命令の廃止に関する法律案(内閣提出第五四号)

内閣委員会 付託

日本専売公社法の一部を改正する法律案(内閣提出第五五号)

大蔵委員会 付託

農業改良助長法の一部を改正する法律案(内閣提出第五七号)

農林委員会 付託

住宅緊急措置命令等の廃止に関する法律案(内閣提出第三四号)(参議院送付)

建設委員会 付託

一、去る四日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員中曾根康弘君提出旧陸軍

日本専売公社法の一部を改正する法律案

統計法及び教育委員会法の一部を改正する法律案

農業改良助長法の一部を改正する法律案

住宅緊急措置命令等の廃止に関する法律案

一、去る七日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

商品取引所法の一部を改正する法律案

閣議定率法案の一部を改正する法律案

一、去る七日内閣から提出した議案は次の通りである。

商品取引所法の一部を改正する法律案

日本専売公社法の一部を改正する法律案

統計法及び教育委員会法の一部を改正する法律案

農業改良助長法の一部を改正する法律案

住宅緊急措置命令等の廃止に関する法律案

一、去る七日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

住宅緊急措置命令等の廃止に関する法律案

共済組合員中終戦時年齢四十五歳未満の者に年金資格付與に関する質問に対する答弁書

衆議院議員中曾根康弘君提出職犯者の取計りに関する質問に対する答弁書

衆議院議員中曾根康弘君提出職犯者の取計りに関する質問に対する答弁書

衆議院議員中曾根康弘君提出軍人恩給復活に関する質問に対する答弁書

衆議院議員大矢省三君提出自転車競技法改正による選手制度改善に関する質問に対する答弁書

〔参照〕

旧陸軍共済組合員中終戦時年齢四十五歳未満の者に年金資格付與に関する質問主意書

昭和二十五年法律第二百五十六号により終戦時満四十五歳になつておらなかつた旧組合員は、年齢のゆゑにこの法律の恩典を受けられず苦境にあえいでいる。

このことは(一)彼らは老後の安定を目ざして人生の最盛時を奉公した者であり、しかも終戦時の脱退は不可抗力によるもので自由意思ではない。(二)旧海軍共済組合員は年齢制限なく受給している等から見ても公平な措置といえない。政府はこの点に

関し、「研究する。」又「他に影響あり、困難である。」等答へられてい

るが、他に影響ありとは他も不当の
恩待を受けていると解すべきであつ
て、少なくとも、旧海軍並にレベ
ル・アップすべきものと考え。

平和條約発効の日も近く、軍人遺
家族にも国家的措置が講ぜられんと
している際、これらの人々にも同じ
恩典を興えて、行政の全きを期すべ
しと信ずる。そこで次の二点につい
て解答されたい。

- 1 他に同等の恩待を受けている者
は過少といわれているが、いかな
る種類の団体に、何人くらいあり
や、その経費はいくばくなりや。
- 2 旧陸軍共済組合員の年令制限撤
廃に關し、政府はいつごろまで
に、いかなる措置をとられるか。
右質問する。

昭和二十六年三月四日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長林義朗治殿

衆議院議員中曾根康弘君提出旧陸軍
共済組合員中終戦時年令四十五才未
滿の者に年金資格付與に關する質問
に対し、別紙答弁書を送付する。

【別紙】

衆議院議員中曾根康弘君提出旧
陸軍共済組合員中終戦時年令四

十五才未滿の者に年金資格付與
に關する質問に対する答弁書
一 旧陸軍共済組合員中終戦時年令
四十五才未滿の者については、旧
陸軍共済組合理程により年金受給
権がなかつたので、旧令による共
済組合等からの年金受給者のため
の特別措置法においても年金受給
権が與えられなかつたものであ
り、これに類する例は、他の旧令
による共済組合についても存す
る。

二 御質問の点は、傷病者及び職
業者遺家族等の援護、軍人恩給の
問題その他とも密接な関連をもつ
ものであり、その処理について總
合的に検討中である。
右答弁する。

職業者の取計らひに關する質問
主意書

和解と信賴の平和條約の発効の日
近きおり、國民等しく懸念してい
る問題は職業者の取計らひに關する問
題である。
よつて次の点を質問する。

- 1 海外における受刑者を独立前後
至急内地にて服役させることは不
可能なりや、当該國との交渉状況
如何。

2 平和條約によつて、行刑は日本
政府の所管となつたが、勤務成績
等による情状しやく、量、刑の減免
は行刑と不可分である。独立後、
しやく、量や減免を当該各國と個別
的に交渉することは、相當な困難
を伴ふと認められる。独立後、個
別的に各國と交渉するの否か。又
は、連合國の一轄した統一機關と
交渉し得るの否か。しやく、量や減免
を包體的に日本政府に委任しても
らえる協定を連合國と交渉する方
針と努力ありや。

3 現在懲罰服役者にて、仮釈放の
有資格者が相當ありと聞くが、何
名程ありや、又、それらの人々の
早期釈放が何ゆゑ遅れているの
か。
4 独立の日に、国内犯に準じて、大
赦を連合國において職業者に行ふ
ことは今後の親善のためにきわめ
て有意義と思われれるが、大赦実現
の努力をいかにしているか、そ
の見通し如何。
右質問する。

昭和二十六年三月四日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長林義朗治殿

衆議院議員中曾根康弘君提出職犯
者の取計らひに關する質問に対
し、別紙答弁書を送付する。

【別紙】

衆議院議員中曾根康弘君提出職
犯者の取計らひに關する質問に
對する答弁書

者の取計らひに關する質問に對
し、別紙答弁書を送付する。
一 海外受刑者の内地服役の問題に
關しては、今日までしはは總司
令部に対しこれが実現方を講ずる
とともに、直接当該國に對しても
種々の方法で好意的取計らひを懇
請している。
現在までのところ歐洲について
は見込薄であり、フィリピンにつ
いては、いづれとも確答せらるるに
至つていないが、政府としては今後
とも最大の努力をする所存であ
る。

二 平和條約第十一條により日本は
連合國戦争裁判法廷の裁判を受諾
し、且つ、内地で拘禁されている
職業者の刑を執行することになつ
ている。
しかしして内地服役者の刑の減免
については、日本政府は、平和條
約発効後当該各連合國に對して勸
告することはできるが、最終的に
は右連合國のそれぞれの決定によ
る次第である。これに對する連合

國の統一した機關は現在なく、ま
た、情状しやく、量や減刑の包括的
権限はまだ日本側に委任される
に至つていない。
三 現在、懲罰服役者の仮出所有資
格者については、總司令部法務局
内のパロール委員会において審査
することとなつておる。
仮出所の資格について、服役年
限のみからいへば、出願の有資格
者は現在四百名をこえるかと思わ
れるが、所要の服役年限を果して
も自動的に仮出所が認められる権
利があるわけではない。服役状況
の良否、本人の精神状態、経済状
況等も勘案されて仮出所の順序が
決定せられておる模様であり、ま
た、職業者がどの程度まで自己反
省しているかという点も重
要視されるものと思われる。
四 職犯に對し大赦を興える問題に
ついては關係各國の意向を打診中
である。
右答弁する。

衆議院議員中曾根康弘君提出職
犯者の取計らひに關する質問主意
書

軍人恩給は、昭和二十二年二月一
日勅令第六十八号により、一時停止
されたのであるが、同二十一年法律

昭和二十七年三月十一日 衆議院會議録第十九号 議長の報告

第三十一号附則第一條に「従前の例による」旨明白に書かれているので、恩給権が存在していることは確認されている。しかるに、昭和二十七年度予算に所要の経費が計上されていない。このことは、私有財産権に関する重大な侵奪であるとともに、公平な措置といえない。平和條約は和解と信頼の條約であると政府はいつているが、しかりとすれば、懲罰的と考えられる恩給停止は当然解すべきである。

そこで、次の点について明らかに答えられたい。

1 政府は、これらの既得権の存在を確認するか。
2 何ゆえ、昭和二十七年中に停止を解かぬか。
3 受給資格者の階級別数、文官並に時価換算して総額いくばくの経費を年間要するか。
4 政府の現在有する計画、方針如何。

右質問する。

昭和二十六年三月四日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長林義朗治殿

衆議院議員中曾根康弘君提出軍人恩給復活に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

給復活に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員中曾根康弘君提出軍人恩給復活に関する質問に対する答弁書

一 軍人恩給は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に

若く昭和二十一年勅令第六十八号恩給法の特例に関する件により、昭和二十一年二月一日以後においては、軍人公務傷病恩給の一部を除き給せられないことになつて現在に至つてゐる。右恩給法の特例に関する件は軍人が恩給法第十九條に規定する公務員として、同法第一條の規定により同法所定の恩給を受けるものであることを前提として制定された同法の特例であつて、その後、昭和二十一年法律第三十一号恩給法の一部を改正する法律によつて、軍人は、恩給法第十九條から削除されたが、その改正法律附則の規定により、従来どおり取り扱われることになつてゐるのであるから、その後において右の關係は変更されていない。

二 国家財政の現状その他諸般の情勢を考慮し、その復元について恩給復活に関する公正妥當な結論をうるようにするのが適當であると考えたからである。

三 軍人恩給を文官並みに復元したとした場合の階級別受給資格者数及び恩給総額については、現在までの調査では詳細が判明するまでに至つていないが、受給資格者は数百万人に及び年間恩給額は一千万円をこえるものと推定される。

四 軍人恩給に関する昭和二十一年勅令第六十八号恩給法の特例に関する件は昭和二十八年三月末まで存続せしめることとし、その間に、広く学識経験者を委員とする審議会を設け、その審議会において充分検討して得たところに従い、公正妥當な軍人恩給の復元を計りたいと考え、これに関する法律案を準備中である。

右答弁する。

自転車競技法改正による選手制度改善に関する質問主文書

現行自転車競技法は選手の特罰と登録のみを規定し、この基本法より発動する施行規則に基き基本的人権をも阻害する強制法によつて制限され、酷使されてきたのである。

予でに競輪も三年を経過し、その間いくたの事故を生じつつもその中核的推進力をなす選手は日一日と自らの人格と、恰につとめる一方、技術の練りに精進し、選手にかかわる事故は全く根絶する実状になつたのである。しかしながら今後競輪をして地方財政並びに国家産業に寄與せしめんとするならば、必然的に選手の人格を認め、災害保障、厚生福祉施設を整備し、自營者の職業スポーツマンたるの体制をますます強化し、明朗なる気持をもつて出場せしめることは、刻下競輪における最緊要事である。

これがためには、

第一に、選手自体が組織する競輪選手会を法規化し、その性格を明確にして選手の登録、訓練、指導、選手検定、災害保障、厚生福祉を計らしむることである。

第二は、競輪選手は出場する際はもち論、その練習も、その天候にかかわらず、毎日生命をとりて競走を続けているのである。この生命にも及ぼす危険負担をもつて出場しているにもかかわらず、その災害保障はわずかに出場においてのみ施行者、振興会よりの見舞金程度を支給されているにとどまり、しかも一律では

ないものである。練習時における傷害は選手相互の獎金によりてこれを見舞おる現状で、社会からは相當異端視されながら生命をかけて、国家公共体に奉仕する者に対しての処置としてはきわめて不当なる処置といわねばならぬのである。

右二点について選手の自主性と災害保障を確立することにより、ますます競輪を堅実たらしめ国家地方財政、国民健康に供與せしむることが最も望ましい次第である。かかる見地より自転車競技法の改正について政府の見解を御説明願ひたい。

右質問する。

昭和二十六年三月四日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長林義朗治殿

衆議院議員大矢省三君提出自転車競技法改正による選手制度改善に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員大矢省三君提出自転車競技法改正による選手制度改善に関する質問に対する答弁書

一 競輪選手の特罰、訓練、指導、検定等については、自転車競技法及び同付属法令、通則等により、

二 国家財政の現状その他諸般の情勢を考慮し、その復元について恩給復活に関する公正妥當な結論をうるようにするのが適當であると考えたからである。

三 軍人恩給を文官並みに復元したとした場合の階級別受給資格者数及び恩給総額については、現在までの調査では詳細が判明するまでに至つていないが、受給資格者は数百万人に及び年間恩給額は一千万円をこえるものと推定される。

四 軍人恩給に関する昭和二十一年勅令第六十八号恩給法の特例に関する件は昭和二十八年三月末まで存続せしめることとし、その間に、広く学識経験者を委員とする審議会を設け、その審議会において充分検討して得たところに従い、公正妥當な軍人恩給の復元を計りたいと考え、これに関する法律案を準備中である。

右答弁する。

自転車競技法改正による選手制度改善に関する質問主文書

通商産業大臣の監督のもと、自
 転車振興会及び同連合会をしてこ
 れを行わしめているが、これらは
 競輪の健全な運営を期するた
 めいずれもきわめて重要な事項と
 考えられるので今後これら諸団体
 に対する監督、指導に努め目的達
 成に遺憾なきを期する方針であ
 る。従つて競輪選手会を法規化し
 て右の諸事務を行わしめることは
 目下のところ考えていない。

二 競輪選手の災害補償及び厚生福
 祉については競輪施行者、自転車
 振興会等を指導奨励し今後いつそ
 うその制度の確立に努力すること
 といたしたい。
 右答弁する。

衆議院会議録第十四号中正誤

頁段行 誤

三〇三 末本 議員運営委 議員運営委
 員

衆議院会議録第十七号中正誤

頁段行 誤

一〇三 末三 ないで ないので
 一〇七 〇八 ないの ない
 一〇八 〇一 国会 国会
 一〇九 一八 ことは ことに
 一一〇 末三 信せる 信せざる
 一一一 二九 よつては とつては
 一一二 末九 有力 実力
 一一三 〇五 ざるのを ざるを
 一一四 二五 准処 准拠
 一一五 末七 アリカ アメリカ
 一一六 〇五 共産 共産

衆議院会議録第十八号中正誤

頁段行 誤

三〇三 〇八 転嫁 転嫁
 三〇四 一〇〇 は、 て、
 三〇五 二六 空然 空前

昭和二十七年三月十一日 衆議院会議録第十九号 議長報告